

やまぐち文化芸術振興プラン (第2次)

平成30年(2018年)11月

山口県

はじめに

文化芸術は、私たちの日々の暮らしに潤いを与え、心を豊かにするとともに、地域の魅力を高め、活性化させる上で重要な役割を果たすものです。

県では、平成25年3月に「やまぐち文化芸術振興プラン」を策定し、文化芸術活動の充実を図る取組を進め、県民の鑑賞機会の充実や、県立文化施設の利用者の増加等の成果を上げることができました。



一方、少子高齢化や、グローバル化の進展、情報技術の急速な発達等が進み、文化芸術が社会に果たす役割も大きく変化しています。

こうした中、国においては、昨年6月「文化芸術基本法」が施行され、観光やまちづくり等の関連分野との連携を推進し、文化芸術の裾野を広げる方針が示されました。さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化の祭典でもあることから、本県の文化芸術の魅力を国内外に発信する好機を迎えています。

私は、今こそ、本県の強みを最大限活かした、多様な文化芸術の振興はもとより、観光・交流施策の一体的な推進により、本県の新しい時代を切り拓く「3つの維新」を力強く進めていきたいと考えています。

このため、山口県文化芸術審議会の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聴きしながら、このたび、やまぐちの文化力を活かした交流の拡大など、今後5年間における文化芸術の振興に関する基本的な方針となる「やまぐち文化芸術振興プラン」を改定いたしました。

今年は、明治改元から150年という山口県にとっても大きな節目の年です。

私は、明治維新を成し遂げた郷土の先人達のチャレンジ精神を受け継ぎ、これを未来に向けた力に変えて、心豊かで「活力みなぎる山口県」に向け、文化芸術の振興に全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年(2018年)年11月

山口県知事 村岡嗣政

目 次

第1章 改定に当たって

1	改定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象範囲	2

第2章 文化芸術に対する基本認識

1	文化芸術の定義と役割	3
2	文化芸術を取り巻く社会情勢	4
3	山口県の文化行政の状況	5

第3章 計画の目標及び成果指標

1	計画の目指す姿及び基本目標	14
2	成果指標について	16

第4章 文化芸術振興の取組の方向

1	やまぐちの文化力を活かした交流の拡大	17
2	やまぐちの文化力を創る人づくり	24
3	やまぐちの文化力を育む環境づくり	28

第5章 文化芸術振興に向けた推進体制の充実

1	連携強化のための多様なネットワークづくり	32
2	県としての推進体制等	34

付属資料

○	山口県文化芸術振興条例	35
○	文化芸術の振興に関する県民意識調査	40

第1章 改定に当たって

1 改定の趣旨

本県では、2004(平成16)年に策定した「やまぐち文化ビジョン21」、2013(平成25)年に策定した「やまぐち文化芸術振興プラン」に基づき文化芸術の振興を図ってきたところです。

その間、2006(平成18)年の「第21回国民文化祭・やまぐち2006」の開催や、2007(平成19)年の「山口県文化振興条例」の制定などの成果を収めることができました。

2016(平成28)年4月には、新たに「観光スポーツ文化部」を設置し、文化・スポーツ・交通等の交流促進施策を一体的かつ強力に推進する体制整備を行いました。

こうした取組の成果により、美術館と温泉街との連携や、スポーツを活用した伝統的工芸品の魅力発信など、文化芸術の可能性を広げる動きが活発になっています。

また、国においても、2017(平成29)年6月に「文化芸術基本法」が成立し、文化芸術振興の充実に加え、文化芸術と観光・まちづくり等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が推進されることになりました。

さらに、2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「2020年東京大会」)」はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典として、本県の文化芸術を幅広く発信できる好機を迎えています。

このように、文化芸術を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化を文化芸術の創造・発展・継承につなげることを目指し、文化芸術に関する交流の促進や人材の確保、民間等との連携をさらに加速するため、「やまぐち文化芸術振興プラン」の改定を行います。

2 計画の位置付け

- (1) 山口県文化芸術振興条例第6条第1項に定める「文化芸術の振興に関する基本的な方針」
- (2) 文化芸術基本法第7条の2に定める「地方文化芸術推進基本計画」^{※1}

3 計画の期間

2018年度～2022年度(5年間)

用語解説

※1 「地方文化芸術推進基本計画」

文化芸術基本法(平成29年6月23日法律第73号)第7条の2において策定が努力義務とされた計画。

○文化芸術基本法

第7条の2 都道府県及び市(特別区を含む。第37条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあっては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、**その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画**(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 計画の対象範囲

この計画は、次に掲げる分野を対象としています。

- 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術 その他）
- 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸 その他）
- 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居 その他）
- 生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化、造花、押し花、盆栽 その他衣食住に関わる文化）
- 国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケ その他）
- 民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊り その他）
- その他（景観、自然環境 その他）

第2章 文化芸術に対する基本認識

1 文化芸術の定義と役割

文化芸術は、その領域が広範囲に及びますが、このプランでは次のように捉え、その役割について整理しています。

(1) 文化芸術の定義

文化とは、一般的に、人間が学習によって社会から習得した生活の仕方の総称であり、衣食住をはじめ、技術、学問、芸術、道徳など、生活形成の様式と内容を含み、物質的・精神的成果の一切を指すものとされています。

この計画では、次の区分による「芸術と生活文化を中心とする文化」を指す言葉として、「文化芸術」という語を用います。

文化		芸術等	芸術、芸能、伝統芸能
	文化芸術	生活文化等	生活文化、国民娯楽、民俗芸能、伝統行事など
	学術、法律、道徳、宗教、スポーツ その他の人間の行動様式、習慣等		

※「芸術等」とは、プロの芸術家や専門家が行うものだけを指すのではなく、アマチュアや子どもの取組まで広く含みます。

※「生活文化」とは、人の衣食住の生活に根ざした幅広い営みを「文化」としてとらえるものです。

※ 時代の変化等によって生まれる新たな文化芸術のジャンルについても、柔軟に取り入れて運用するものとします。

(2) 文化芸術が果たす役割

- 文化芸術は、私たちの住む地域の魅力を高め、人々が自信と誇りを持って、生き生きと暮らすことのできる社会づくりの基盤となります。
- 文化芸術は、人々に感動や心の潤いを与え、生きる喜びをもたらすとともに、人々の交流を促進し、他者との相互理解を深め、地域活性化にもつながるものです。
この文化芸術を中心として、人々が地域、世代、立場の違いを越えて集まり、連帯意識を育み、共に生きる社会を築くことにつながります。
- 文化芸術は、「創造性」と「継続性」を合わせ持つことによって、その力を大きく発揮するものであり、過去から受け継ぎ、連綿と途切れることなく次代へ継承していく営みは、厳しい試練の時代であっても、それを乗り越えようとするエネルギーを生み出します。まさに文化芸術は、地域や人々を支える底力を持っていると言えます。

2 文化芸術を取り巻く社会情勢

(1) 文化芸術基本法の成立

- 人口減少社会の到来、グローバル化の進行、情報通信技術の進展等、社会情勢の大きな変化は、文化芸術を支える担い手の減少など、様々な課題を生じさせています。一方、2020年東京大会の開催に向けて、文化芸術を世界へ発信し、新しい文化芸術を創造する好機も迎えています。
- このような社会情勢を背景に、2017(平成29)年6月、文化芸術振興基本法の改正が行われ「文化芸術基本法」が成立しました。
- 今回の法改正の趣旨は、文化財の保護や文化芸術の振興など、これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、産業等の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることとしたこと、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させることです。
- こうしたことを踏まえ、文化芸術政策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国は新たに「文化芸術推進基本計画」を策定しました[2018(平成30)年3月]。また、地方公共団体においては同計画を参考に、「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるとされました。

(2) 2020年東京大会の開催

- 2020年東京大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。文化庁では、幅広い関係者と連携して、全国で魅力ある文化プログラムを展開し、国内外の人々を日本文化で魅了することを目的として、2015(平成27)年7月に「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」を公表しました。現在、全国各地で様々な文化プログラムが展開されています。

国が行う文化プログラムの一例

「ニッポンたからものプロジェクト」

主催：文化庁、(公社)日本芸能実演家団体協議会

開催地：島根県ほか全国5会場

「日本遺産」に認定されている特別な空間の中で伝統芸能等の公演を実施。著名なタレントらが「旅人(進行役)」となって、伝統芸能を新たな切り口で紹介。津和野町では、日本遺産構成文化財の中で、400年の歴史を誇る津和野踊りを披露。



3 山口県の文化行政の状況

(1) 文化芸術活動の取組と成果等

本県では、2004(平成16)年に「やまぐち文化ビジョン21」を策定し、県民一人ひとりの感性・創造性を育む環境づくりや、芸術家・文化芸術団体等の育成・活動支援、豊かな文化資源の活用と自然と調和したまちづくり、文化の交流・創造の基盤づくり等に取り組んできました。

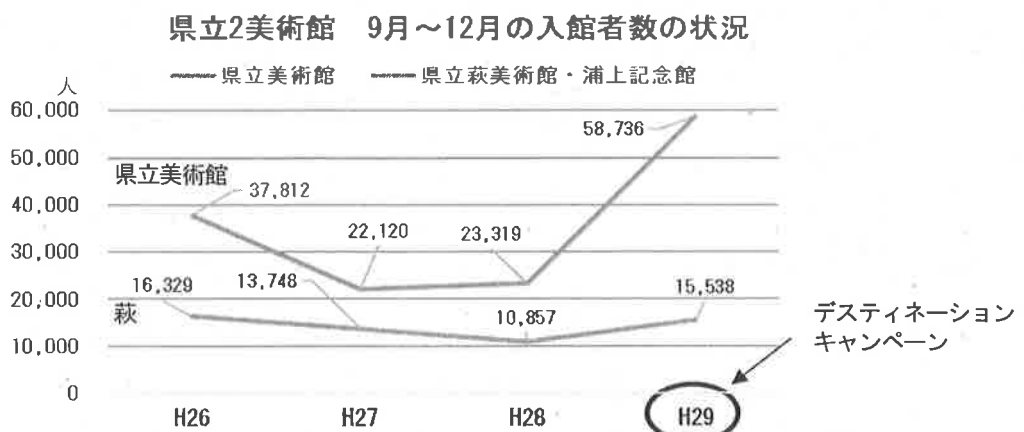
○ 2006(平成18)年には「第21回国民文化祭・やまぐち2006」を開催し、期間中、県内外から145万人を超える来場者を迎え、本県の文化、魅力、元気を発信しました。翌年には文化芸術の振興に向けた施策の基本となる「山口県文化芸術振興条例」を制定しました。

○ 2010(平成22)年には「山口県立萩美術館・浦上記念館陶芸館」が開館、2012(平成24)年には山口県立美術館がリニューアルオープンするなど、文化施設の充実を図りました。

○ 2013(平成25)年に「やまぐち文化芸術振興プラン」を策定し、2014(平成26)年には「総合企画部スポーツ・文化局」を創設しました。

さらに、2016(平成28)年には、近年増大している本県への観光交流人口を一層拡大し、地域の活力を維持・創出していくため、新たに「観光スポーツ文化部」を設置し、以降、地域のナイトイベントと連携した美術館の夜間開館や、サイクルイベントと連携した明治維新ゆかりの史跡めぐり、企画展示と関連史跡を巡るツアーの商品化、JR美祢線と連携した伝統芸能公演の充実等に取り組み、文化芸術活動の裾野を広げています。

○ 2017(平成29)年の9月～12月に開催された「幕末維新やまぐちデスティネーションキャンペーン^{※1}」と合せ、県立2美術館において企画展示や文化資源を活用した体験型イベントを開催し、例年の同時期と比較し多くの方に入館いただくなど、文化芸術と観光の連携が交流人口の拡大につながる成果も出てきています。



- また、2017(平成29)年度からは、2020年東京大会文化プログラムの全国展開に合わせ、文化資源を活用した県内文化の魅力発信を図り、本県文化の更なる振興と交流人口の拡大につなげるため、「やまぐち文化プログラム」を開始しています。

[参考] やまぐち文化プログラムの取組 (2017年度)

区 分	概 要
①美術館魅力発信プロジェクト	美術館と地域等が連携したワークショップやアートイベント等の実施
②秋吉台アートプロジェクト	地域の観光資源と連携し、秋吉台国際芸術村のほか秋芳洞や秋吉台でのアートイベントを実施
③分野別フェスティバルの開催	県内の文化団体による発表会等の開催
④明日の文化人育成プロジェクト	若手芸術家等の資質向上や、文化交流事業に対する助成
⑤文化芸術の情報発信	情報誌「CuI-ちゃ(かるっちゃ)やまぐち」 ^{※2} 、及びWEBサイトによる情報発信や、レノファ山口FCと連携した伝統的工芸品の魅力PR



①美術館魅力発信プロジェクト
(ワークショップ)



①美術館魅力発信プロジェクト
(ミュージアムコンサート)



②秋吉台アートプロジェクト
(和蝋燭と日本舞踊)



③分野別フェスティバル
(山口県和太鼓の祭典)



⑤レノファ山口FCをモチーフとした大内人形

用語解説

※1「DESTINATIONキャンペーン」

全国のJRグループと地方自治体や地元の観光事業者等が協働で実施する大型観光キャンペーンのことです。

※2「CuI-ちゃ(かるっちゃ)やまぐち」

県内各地の文化イベント情報のほか、本県ゆかりの若手芸術家の情報等を紹介する情報誌、及びWEBサイトのことです。

(2) 県立文化施設における取組等

- 本県では、「山口県立美術館」、「山口県立萩美術館・浦上記念館」、「シンフォニア岩国」、「秋吉台国際芸術村」、「ルネッサながと」等、特色ある県立文化施設を活用した様々な文化芸術活動を展開しています。
- 2006(平成18)年度には、民間事業者等が有するノウハウを活用して、県民サービスの質の向上を図るため、シンフォニア岩国・秋吉台国際芸術村・ルネッサながとに指定管理者制度を導入し、また2011(平成23)年度からは県立2美術館の管理運営部門を対象に一部導入を行うことにより、多様化する県民ニーズへの効果的・効率的な対応に努めています。

県立美術館**県立萩美術館・浦上記念館**

- 県立美術館では、70回を超える開催実績を有する山口県美術展覧会や、本県ゆかりの芸術家の展覧会の開催等、地域に根差し、地域と共に歩む美術館を目指した取組を行っています。
また話題性のある企画展を実施し、2017(平成29)年度は約24万人の来館者となるなど、美術を通じた交流人口の拡大にも取り組んでいます。



- 県立萩美術館・浦上記念館では、浮世絵・東洋陶磁・陶芸の3つのジャンルを中心とした美術館活動を展開しています。外国人観光客向け旅行ガイド「ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン」では、日本三名橋のひとつ「錦帯橋」と並び、山口県内最高ランクの二つ星の観光施設として紹介されるなど、国内外の観光客も気軽に美術鑑賞できる環境づくりに取り組んでいます。



- また、県立2美術館では、共通の会員制度「県立美術館メンバーズクラブ」及び「キャンパスメンバーズ」の創設や、商店街と連携したサービスの提供を行うなど、さらなるホスピタリティの向上と、地域連携の促進に取り組んでいます。

[県立美術館メンバーズクラブ]

2014(平成26)年度創設。美術に親しむ機会の充実と、美術館ファンの増加等を目的とした個人単位の会員制度。県立2美術館共通の会員制にすることにより、相互来館のきっかけづくりにも寄与しています。
(2017年度の会員数3,053人)

[キャンパスメンバーズ]

2017(平成29)年度創設。若い世代の美術館への来館機会の増加を目的に、大学等を対象とする会員制度。大学等が学生数に応じた年会費を支払うことで、学生・教職員は企画展等を無料で観覧できます。(2017年度の加盟校は11法人18校。利用者数はのべ9,702人)

シンフォニア岩国

- クラシック音楽等の質の高い文化公演に加え、親子向けコンサートや、託児サービスの充実等、子育て家庭の方も気軽に公演へ足を運ぶことのできる環境づくりを行っています。また、アウトリーチ^{※1}演奏会等、地域と連携した取組も推進し、開館20周年の2016(平成28)年度は過去最高の来館者を達成するなど、県東部地域の文化交流拠点としての役割を担っています。
- 2015(平成27)年度からは、全国に先駆け、コンサートホールの照明をLED化するなど、よりきめ細やかに利用者ニーズに対応できる施設運営に取り組んでいます。



秋吉台国際芸術村

- 2012(平成24)年度から室内楽セミナーに併せて、秋吉台音楽コンクールを開催するなど、若手演奏家の育成支援に取り組んでいます。また、宿泊施設を併設した文化施設として毎年アーティスト・イン・レジデンス^{※2}事業を実施しており、優れた文化芸術活動に触れる機会の拡大を図りながら、アートを通じて芸術家と地域との交流を推進しています。



ルネッサながと

- 本格的な伝統芸能の上演を可能にする高度な専門機能を有する施設の特性を活かし、質の高い歌舞伎や文楽、狂言を開催するとともに、公演に関する講座や教室を実施するなど、日本古来の伝統芸能の普及・啓発に取り組んでいます。また、県内の伝統芸能団体と連携して、やまぐち伝統芸能まつりや、ながと和太鼓フェスティバルを開催するなど、地域の伝統芸能の保存・継承を支援しています。

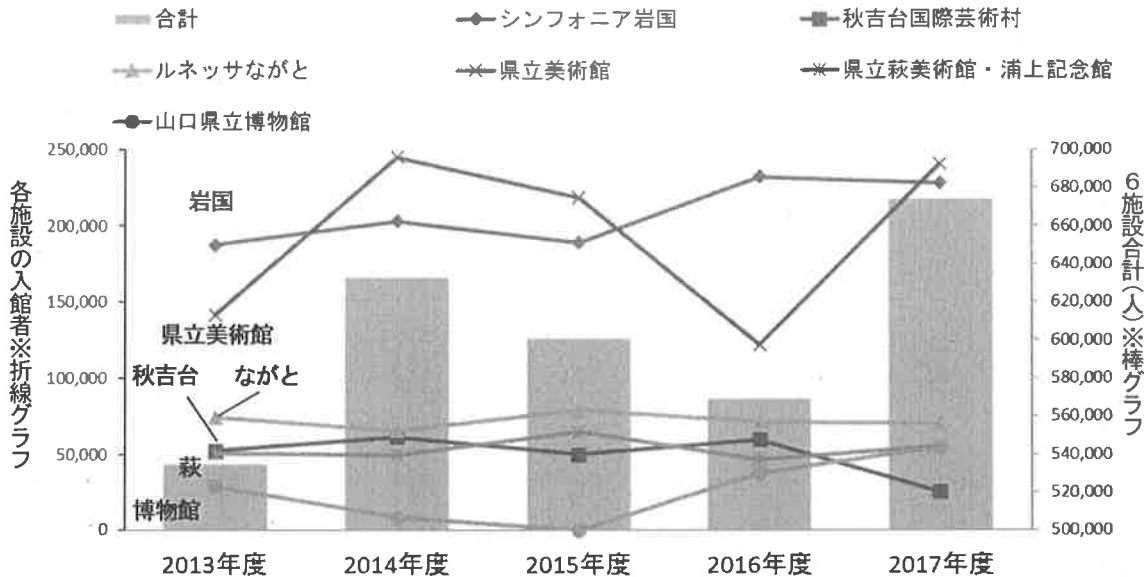


〈県立文化施設の利用者数の推移〉

県立博物館を含む、県立文化施設（6施設）の総利用者数は、2017（平成29）年度に約674千人となり、直近10年間では、最も多い利用者となっています。

＜2014（平成26）年7月中旬～2016（平成28）年7月中旬までは県立博物館休館〉

県立文化施設の利用者数の推移



(施設別内訳)

区分	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
県立美術館	141,401	245,013	218,294	121,958	240,618
県立萩美術館・浦上記念館	50,441	49,677	64,739	46,539	55,132
シンフォニア岩国	187,364	202,989	189,031	232,062	227,954
秋吉台国際芸術村	52,179	61,358	49,960	59,741	25,404
ルネッサながと	74,175	65,484	78,786	71,129	70,348
山口県立博物館	28,796	8,504	休館	37,860	54,628
合計	534,356	633,025	600,810	569,289	674,084

用語解説

※1「アウトリーチ」

芸術活動の一つで、芸術に接する機会や関心がない人々に対し、芸術への興味と関心をもたせるために、芸術家・企画者側から働きかける様々な活動。音楽家が学校や病院などの音楽ホール以外の場所に出張して行う演奏活動や、美術館・博物館の館外活動などを意味します。

※2「アーティスト・イン・レジデンス」

国内外からアーティストを一定期間、特定の場所に招へいして、そこでの創作活動に専念できる環境を提供するなど、滞在中の活動を支援することをいいます。

(3) やまぐち文化芸術振興プランの目標値の状況

今回の計画改定に際しては、2013(平成25)年に策定したやまぐち文化芸術振興プラン(以下、「第1次プラン」)で設定した指標の進捗を把握するため、県民意識調査を行いました。

【目標値の状況】

第1次プランでは、文化芸術への県民参加を促進し、文化力を高めていく目標実現に向けた指標として下記のとおり設定しました。今回の県民意識調査の結果、いずれの目標値も達成することができています。

指 標 名	設定値 [2012(平成24)年度]	目標値 [2017(平成29)年度末]	現状値 [2017(平成29)年度末]
文化芸術の観覧・鑑賞を行った県民の割合 ※1	75.0%	80%以上	84.4%
文化芸術活動へ参画した県民の割合 ※2	27.7%	30%以上	48.1%
県立美術館の入館者数 (年間) ※3	14万人 2009～2013年度平均	15万人以上 2013～2017年度平均	24万人 2013～2017年度平均

[出典] ※1, 2 「文化芸術の振興に関する県民意識調査」 <2012, 2017年度実施> (県) による
※3 県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館の実績 (県) による

- ※1 一年間にホール・劇場、映画館、美術館、博物館などに直接出向いて、文化芸術を観覧・鑑賞した経験のある県民の割合
- ※2 一年間に音楽、演劇、美術等を習ったり、演奏会への出演や展示会への出品などを行ったりした経験のある県民の割合
- ※3 県立美術館(2施設)の過去5年間の年間入館者数の平均

【主な要因分析】

○「文化芸術の観覧・鑑賞を行った県民の割合」については、世界的にも評価の高い日本のアニメ映画の人気作品の上映等により、「アニメ映画、コンピューターや映像を活用したアート(メディアアート)等」の割合が大きく上昇しています。

○「文化芸術活動へ参画した県民の割合」については、生活に密着した文化芸術活動の推進が図られていることなどにより、地域の芸能や祭りへの参加や、音楽・舞踊等の習い事の受講の割合が高くなっています。

○「県立美術館の入館者数」については、「大浮世絵展(2014年)」、「世界の大恐竜展(2015年)」、「スタジオジブリ・レイアウト展(2017年)」等の企画展が好評であったことや、県立美術館メンバーズクラブの創設によるリピーターの確保が挙げられます。

(4) 今後の課題

① 文化芸術と観光等との連携による一体的な交流促進施策の展開

○ 2018(平成30)年は、明治改元から150年目の節目の年です。「明治維新胎動の地」である本県においては、明治150年を契機とし、未来につながる県づくりを進めており、その中核イベントとして「山口ゆめ花博」の開催や、県内各地の文化施設等を巡る「幕末維新回廊」を展開するなど、貴重な自然・歴史・文化を活かし、それらを次世代に継承していく機運が高まっています。



「幕末維新回廊」PRポスター

高杉晋作：国立国会図書館蔵、長州ファイブ：萩博物館蔵、吉田松陰：山口県文書館蔵

○ また、本県には、雪舟・香月泰男などの作による秀逸な美術作品、伝統的工芸品である大内塗や萩焼、赤間硯、個性と強みを持った文化施設、さらには世界的に活躍する山口ゆかりのアーティストなど、多彩な文化資源を有しています。



赤割高台茶碗 江戸時代前期 17世紀
山口県立萩美術館・浦上記念館蔵

○ これらの文化資源は、観光資源としても活用し交流人口の拡大につなげるなど、幅広く社会に活用することで、さらに発展・成長し、文化芸術を通じた地域のブランド力向上に加え、観光客の増加等による観光関連産業の活性化など、地域経済等の発展にも寄与することができます。

【イメージ】文化芸術の力を活かす



そして、地域経済等により創出された新たな価値は、文化資源に還元されることにより、さらなる文化振興につながる好循環が実現されます。

○ さらに、2020年東京大会や、山口宇部空港への国際定期便の就航、増加している海外クルーズ船の県内寄港等を通じ、国内のみならず、海外からの交流人口が一層拡大することが見込まれます。



海外クルーズ船歓迎イベント
(下関平家踊り保存会)

○ 文化芸術と観光等との連携による交流人口の拡大を図り、そして連携による好循環で創出される活力を、文化芸術へ取り込むことができるこの好機を捉え、交流促進施策をさらに力強く展開していく必要があります。

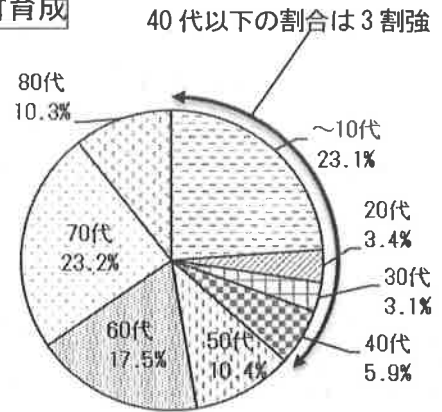
- また、文化芸術を通じた交流を促進するには、本県が誇る多彩な文化資源の魅力について、より多くの方、幅広い世代へ分かりやすく情報発信することが求められます。
- 県民意識調査によれば、文化芸術情報の入手について不足していると感じている方が約3割となっています。情報の入手媒体も5年前の調査と比較し、新聞・雑誌の割合が低下する一方、インターネット・携帯サイトの割合が増加しています。
発信する情報ごとに、どの媒体が、どの世代にアプローチできるかについて検討した上で、効果的な情報発信を行う必要があります。



(写真左)
「季刊「萩」No.87」
県立萩美術館・浦上記念館で開催される
展覧会の作品解説等を掲載
(写真中央)
「山美時間 Vol13」
山口県立美術館の収蔵作品の魅力や、
過ごし方を分かりやすく掲載
(写真右)
各文化施設が SNS を活用し、タイムリーな
情報を発信

② 今後の地域文化を支える担い手確保に向けた人材育成

- 過疎化や少子高齢化の影響などにより、地域文化の新たな担い手の確保が難しくなりつつあります。山口県文化連盟の加盟団体に属する会員数は減少傾向であり、特に40代の中堅層を含めた、若手の担い手の育成・確保等が課題です。



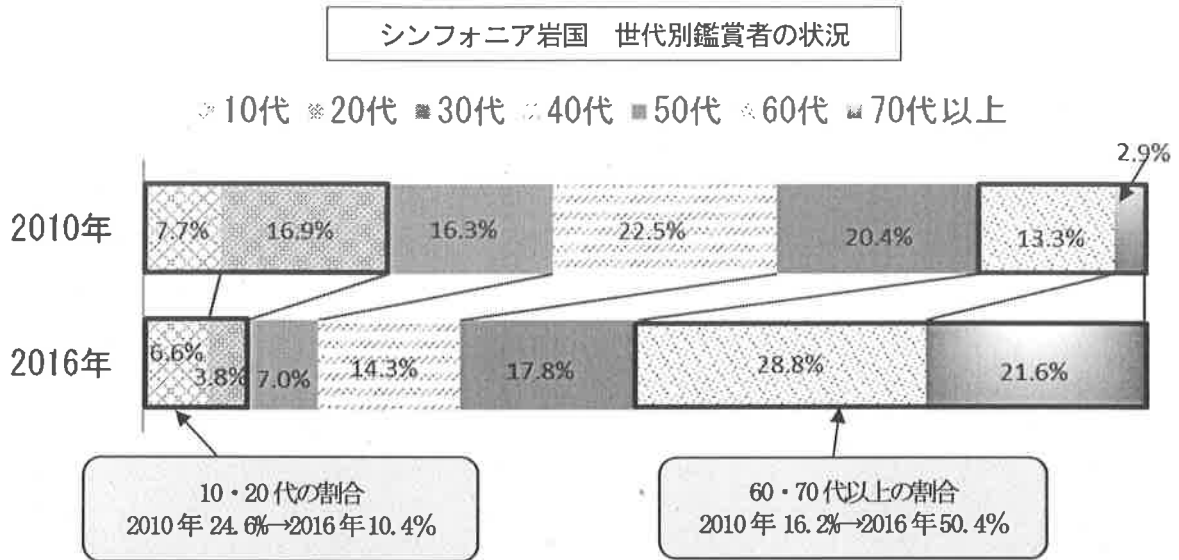
[右表]
山口県文化連盟に加盟する県域分野別文化団体に属する会員の年齢構成 (2018年3月時点)
※会員が団体単位の県域分野別文化団体は除く ※年齢不詳等があるため総計は100%にはならない。

- また、次代を担う子どもたちの文化芸術に関する感性を磨き、創造力を育むためには、多様な文化・芸術に触れる機会をさらに充実させることも大切です。
- 県民意識調査においても、人材育成がされていないと感じている割合が4割を超えるなど、幼少期からの総合的な文化芸術活動の担い手の育成・確保の取り組みが必要となっています。



③ 多様な主体と連携した文化芸術を次世代につなぐための仕組みづくり

- 人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い、社会構造や県民ニーズは変化し続けています。
- 県立美術館や、シンフォニア岩国の来館者数については増加傾向にありますが、世代別の鑑賞者等の状況をみると、高齢化・固定化傾向が見受けられます。



- 展示・公演内容や、料金設定等、様々な要因が考えられますが、若い世代、特に20代、30代では、スマートフォン個人所有率が90%を超えており、劇場に足を運ばずとも、簡単に動画配信サイト等により世界中の音楽・ミュージカルを楽しむことができるようになった環境変化も一因と考えられます。
- 今後、中長期的な文化施策を展開していくためには、社会情勢や県民ニーズの変化に柔軟に対応し、誰でも文化芸術活動に参加できる環境づくりをより一層推進していくことが求められます。
- さらに、民間や大学、市町等、様々な主体との連携を促進し、文化芸術活動に対する参画者・理解者を増やし、次世代に確実に継承することができる文化芸術活動の仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。



第3章 計画の目標及び成果指標

1 計画の目指す姿及び基本目標

この計画では、「山口県文化芸術振興条例」、及び「文化芸術基本法」の趣旨を踏まえ、文化芸術のさらなる創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、心豊かな地域社会の実現に向け、基本目標を設定します。

目指す姿

- ◇観光やスポーツ等との連携により、文化芸術の魅力向上が図られ、人々の交流が拡大し、地域が活性化している。
- ◇これからの文化芸術を創る人材育成の機会と活躍の場が充実している。
- ◇多様な主体と連携した、文化芸術を支える新たな環境づくりが推進されている。

基本目標

多様な連携のもと、未来につなぐ やまぐちの文化力

[考え方]

2018(平成30)年は明治改元から150年目の節目の年になります。私たちは、明治維新を成し遂げた先人たちのチャレンジ精神に学び、「文化力^{*}」を活かし・創り・育むことで、新しい文化芸術の可能性を切り拓き、未来につなげる必要があります。

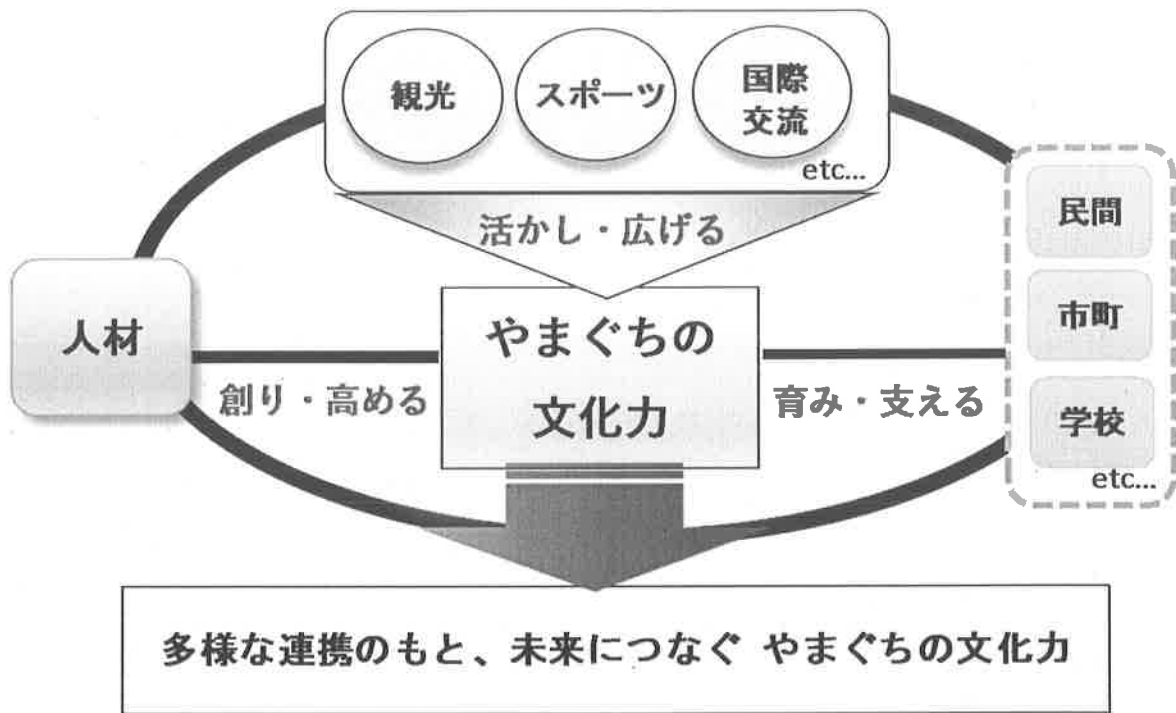
県では、これまで、文化芸術を通じ県民一人ひとりが自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、誰もが子どものころから文化芸術に親しむことのできる取組を推進してきました。

こうした取組を加速するとともに、今後、観光等の関連分野、民間等の関連機関との多様な連携を推進し、連携が生み出す力を、交流人口の拡大や、やまぐちの文化力のさらなる充実・発展に活用していきます。

そして、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を私たちの生活の中に生かしていくとともに、本県の魅力を国内外に発信し、将来にわたり、やまぐちの文化力を継承していきます。

※「文化力」・・・文化芸術が人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力のことをいいます。

展開イメージ



2 成果指標について

- 計画の進捗状況等を適切に把握し、評価・検証を行い、文化芸術政策のフォローアップを行うために、成果指標を設定し、取組状況の一部を分かりやすく可視化します。
- 成果指標については、「第4章 文化芸術振興の取組の方向」の施策体系における3つの柱ごとに設定することとします。また年度単位で計画の進捗状況等を把握するために、単年度ごとに把握が可能な指標とします。
- また、計画期間末(2022年度)における成果指標の目標値を設定します。

成果指標名	内 容
県立美術館の入館者数	県立美術館（2施設）の過去5年平均の年間入館者数
山口県総合芸術文化祭の参加者数	山口県総合芸術文化祭に出演・鑑賞・参加した総人数（スタッフ等も含む）
シンフォニア岩国の主催公演における「子育て家庭応援割」※1の適用件数	シンフォニア岩国が実施する文化公演において「子育て家庭応援割」を利用した件数

◇目標値の設定

柱	成果指標名	現状値	目標値
交流 拡大	県立美術館の入館者数	24万人 [2013～2017年度平均]	25万人以上 [2018～2022年度平均]
人 づくり	山口県総合芸術文化祭の参加者数	約70万人 [2017年度]	80万人以上 [2022年度]
環境 づくり	シンフォニア岩国の主催公演における「子育て家庭応援割」の適用件数	128件 [2016～2017年度平均]	増加させる [2018～2022年度平均]

用語解説

※1「子育て家庭応援割」

家族そろって文化芸術に親しむ機会の拡充を目指し、保護者同伴の18歳以下の子どもについて、公演料金を2人目半額、3人目以降無料とする山口県独自の割引制度のことです。

第4章 文化芸術振興の取組の方向

基本目標である「多様な連携のもと、未来につなぐ やまぐちの文化力」を計画的に推進していくため、山口県文化芸術振興条例第2条に掲げる基本理念※に従い、3つの柱を設定し、各種施策を展開していきます。なお、本計画期間中に特に重点的に取り組む方向性について、重点施策（以下、「重点」）として位置づけます。

※基本理念の概要

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ① 県民の自主性及び創造性の尊重 | ② 県民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備 |
| ③ 県民と様々な主体の協働による取組 | ④ 多様な文化芸術の発展及び国内外への発信 |
| ⑤ 地域の特色ある文化芸術の発展と継承 | ⑥ 地域社会の発展の基盤である文化力の向上 |

[施策体系]

1 やまぐちの文化力を活かした交流の拡大

重点

① 多様な文化資源を活かした地域のにぎわい創出

重点

② 日本を代表する画聖「雪舟」を活用した交流促進

③ 文化芸術の情報発信

2 やまぐちの文化力を創る人づくり

重点

④ 未来の地域文化の担い手育成

⑤ 若手芸術家・伝統文化伝承者等の活躍支援

⑥ 文化芸術で活躍し、振興に寄与した人々の顕彰

3 やまぐちの文化力を育む環境づくり

重点

⑦ 文化芸術を次世代に継承するための仕組みづくり

⑧ 県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実

⑨ 誰もが参加でき、きずなを深める文化芸術活動の推進

1 やまぐちの文化力を活かした交流の拡大

Point
ポイント

⇒文化芸術と観光・スポーツ・食文化等との融合による新しい魅力を創出！
⇒84年ぶりの作品発見の好機を捉え、山口ゆかりの画聖「雪舟」を活かす！

観光・スポーツと文化資源の融合等により、地域のさらなる魅力創出・向上を図るほか、文化的・歴史的にも貴重な財産である山口ゆかりの画聖「雪舟」のブランド力を活かした取組等を通じ、国内外へ本県の文化芸術の情報発信を強化し、交流人口を拡大します。

(1) 【重点】多様な文化資源を活かした地域のにぎわい創出

地域の様々な文化資源を活用し、多くの人々を惹き付け、交流を促進し、地域のにぎわいを創出するほか、文化資源を活かした MICE^{*1}（マイルス）誘致を促進します。

また、2020年東京大会のホストタウン^{*2}やラグビーワールドカップ、県内空港への国際定期便の就航、海外クルーズ船の寄港等により、本県を訪れる外国人観光客もさらに増加することが見込まれます。

このため、スポーツと文化芸術の連携や、「食文化」を活かしたアートイベント、文化財の積極的な保存・活用等を推進するなど、国内外の方に本県文化の魅力を発信し、文化芸術を通じた相互理解につなげるとともに、これまで文化芸術にあまり関心の無かった方々にも、文化芸術が気軽に楽しめる工夫を行います。



岩国ジャズストリート「セッションステージ」

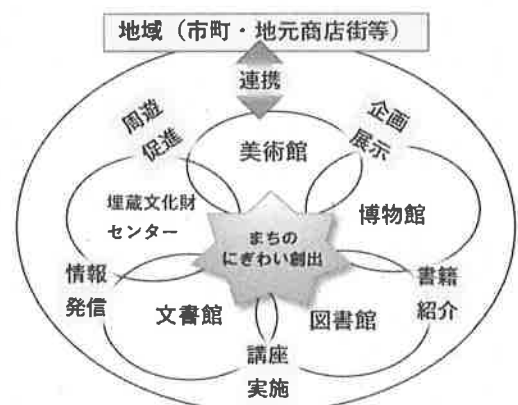
【施策・取組の方向性】

◇美術館・博物館を核に、地域と連携した一体感のある文化資源の魅力発信により、誘客の拡大を図ります。

取組事例

ミュージアム・タウン・ヤマグチ推進プロジェクト

山口市のパークロードエリアに立地する5つの文化・教育施設を核に、山口市や地元商店街等とも連携し、統一テーマを設定したアートイベント等の開催により、地域全体の集客性や回遊性を高めるプロジェクト。2018(平成30)年度は「明治150年」をテーマに各施設による企画展や特別展示等を実施しています。



◇萩焼と食文化、歴史とスポーツなど、様々な文化・観光資源の融合による新しい文化芸術の魅力発信と文化芸術活動の裾野を広げる取組を推進します。

取組事例

萩美まちなか交流事業[2017(平成29)年度の取組]

萩焼を日々のライフスタイルに組み入れ、より一層身近な存在になることを目指し、萩市内の文化・観光施設、萩焼作家、飲食店等と連携し、萩焼で提供される地酒・料理等を楽しむイベントを実施しました。

**ウインターフェスティバル
2018**



◇文化資源を活用した MICE 誘致の促進

取組事例

ルネッサながとをプレスセンターとして活用

[2016(平成28)年12月 長門市での日露首脳会談]

プレスセンターとしての活用に加え、能舞台の再現や伝統芸能の衣装展示等を行い、日露双方のメディアへ山口県の文化芸術の魅力を発信しました。



- 2020 年東京大会のホストタウンや、2019 年のラグビーワールドカップのキャンプ地と連携した、大会参加国と本県双方の文化芸術交流の実施 (写真左)
- 県立美術館で開催する大規模企画展と地元商店街等との連携や、地域のイベントに合わせた夜間開館の実施等による地域のにぎわいづくり (写真右)



2020 東京大会に向け、県のホストタウン相手国であるスペインとの交流を推進します。



県立美術館エントランスを活用し平日夜間に開催した「第1回亀山寄席」

- 九州・山口ミュージアム連携の促進 (相互割引の実施、情報の共同発信等)
- 多彩な「やまぐち文化プログラム」の実施
- 「beyond2020 プログラム」・「東京 2020 応援文化オリンピアード」等の認証制度を活用した国内外への文化芸術の魅力発信等
- 国内外からの芸術家を一定期間招へいし、滞在中の創作活動を支援するアーティスト・イン・レジデンス事業の充実(次ページ 写真左)
- 友好協定・姉妹提携先との文化交流の促進(次ページ 写真右)



海外から芸術家を受入れ、滞在制作の支援を行うほか、地域との交流プログラムも実施



日本、中国（山東省）、韓国（慶尚南道）の若者が一同に会し、伝統芸能を披露

- 文化施設における Wi-Fi^{※3}環境の整備や、多言語化対応の促進
- 山口県観光連盟（やまぐちDMO^{※4}）との連携
- 多言語コールセンター^{※5}の設置
- 文化財の地域一体での保存・活用
- 錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組の推進
- 日本遺産認定に向けた支援、認定後の情報発信・普及啓発、活用事業への支援
- 文化施設や歴史的建造物等のユニークベニュー^{※6}の利活用を推進
- フィルムコミッションによる本県を舞台とした映画やテレビドラマのロケ誘致
- 「山口ゆめ花博」の盛り上がりを活かし、花きの新たな需要創出、生産振興を図るほか、生活空間での花きの利用を促進

用語解説

※1 「MICE(マイス)」

民間等が行う会議(Meeting)、研修旅行(Incentive Travel)、各種団体、学会等が行う会議(Convention)、展示会、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、交流人口の拡大が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

※2 「ホストタウン」

2020年東京大会開催に向け、スポーツ立国、地域活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体。国への申請・登録が必要。山口県は、山口市・宇部市と共同してスペインのホストタウンです。[2018(平成30)年9月現在]

※3 「Wi-Fi」

ケーブルを使わず無線通信を利用してデータを送り取りする仕組みであり、インターネットに接続することが可能。「無線LAN」とも呼ばれています。

※4 「DMO (Destination Management/Marketing Organization)」

様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となって行う観光地域づくりの推進主体。

※5 「多言語コールセンター」

外国人観光客との言語コミュニケーションのサポートを目的として設置された電話通訳サービス。英語、中国語等、15言語、24時間365日の対応です。[2018(平成30)年9月現在]

※6 「ユニークベニュー」

歴史的建造物等において、レセプションや会議等を開催し、特別感や地域特性を演出できる会場のことです。

(2) 【重点】日本を代表する画聖「雪舟」を活用した交流促進**〔雪舟等楊について〕**

室町時代に活躍した禅僧で水墨画家(1420年～1506年)。京都で禅と絵の修業をし、30歳代半ばの頃に山口に移住。その後、中国に渡り、中国の宋・元時代の画家に倣いながら山水画で独自の境地を拓き、後世の画家に大きな影響を与えました。6点もの作品が国宝に指定されている、日本美術史を代表する人物です。



雲谷等益筆「雪舟等楊像」(部分)
山口・常栄寺蔵

〔雪舟と山口県の関わり〕

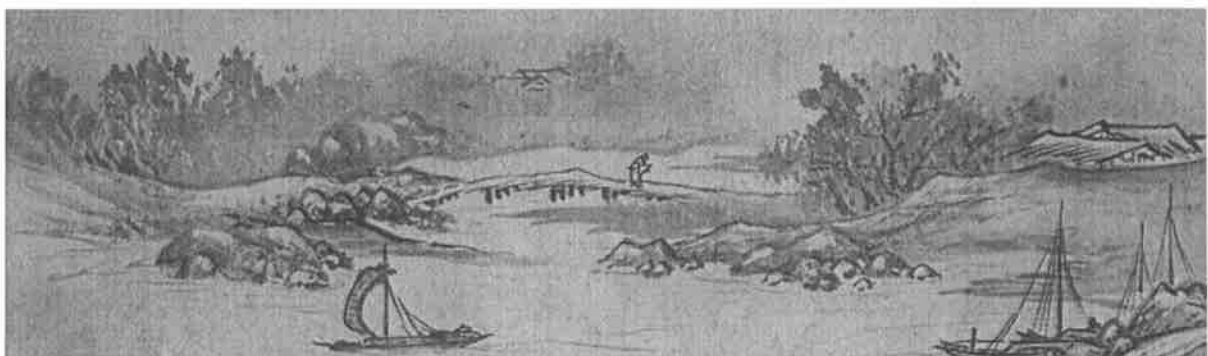
- ・雪舟が山口にいた頃の守護大名 大内氏は、政治経済だけでなく、芸術にも造詣が深く、「文化都市・山口」を築いた日本屈指の守護大名でした。
- ・雪舟は大内氏の庇護のもと、中国に渡り、そこで水墨画の新しい技法に触れ、帰国後は、山口市にある「雲谷庵」を拠点として、創作活動に励みました。市内には雪舟により築庭され、日本庭園の代表作といわれる「常栄寺雪舟庭」や、大内文化の最高傑作といわれ、雪舟もその姿を目にしたであろう、国宝「瑠璃光寺五重塔」等の、雪舟ゆかりの場所があります。



(写真上) 雲谷庵跡
[明治時代に復興されたもの]
(写真下) 常栄寺 雪舟庭



- ・県内では、毛利博物館が国宝を1点、県立美術館が重要文化財を3点所蔵しています。



雪舟等楊「山水図巻」(部分) 山口県立美術館蔵 重要文化財 室町時代 15世紀

[世紀の大発見と山口県立美術館への寄託]

・雪舟が描いた「^{うちわがなほうこぞ}団扇形倣古図シリーズ」の「^{はうかけい}倣夏珪山水図」の1点が、2017(平成29)年、84年ぶりに発見されました。既に存在が確認されている団扇形倣古図6点はいずれも重要文化財に指定されており、非常に価値のある作品です。

[写真右]

「倣夏珪山水図」。昭和8年以降、所在不明であった幻の1点です。



・そして、84年ぶりに発見された作品は、県立美術館に寄託されました。長年の雪舟に関する調査研究・顕彰活動等を積み重ねてきた賜物とも言えます。

[写真右]

雪舟が水墨画を学んだ相国寺(東京都)での記者会見。全国メディア等で多数紹介されました。



・2017(平成29)年10月、初披露となった企画展には、全国から多くの方々が来館され、雪舟の人気の高さを示すものとなりました。

2020年は雪舟生誕600年のメモリアルイヤーです。この機会を最大限に活かし、雪舟ゆかりの地「やまぐち」ブランドを確立し、交流人口の拡大を目指します。



【施策・取組の方向性】

◇雪舟生誕600年(2020年)を中心に、民間・市町等と連携したプロジェクトを拡充します。

[例] 雪舟タウンやまぐち※の拡充

- ・県立美術館を核とした雪舟生誕600年記念展の開催
- ・幕末維新回廊の取組等を活かした毛利博物館や雪舟庭等、雪舟ゆかりの地との面的つながりの促進
- ・雪舟ゆかりの場所や山口の歴食等を活用した県内周遊型ツアーの造成や、プロモーションの充実

○2021年開催予定の山口県央都市圏域博覧会(仮称)と連携した誘客の推進

○訪日外国人向け文化体験(水墨画体験、書道体験等)の提供や、雪舟作品の多言語解説の充実等

※「雪舟タウンやまぐち」について

地域・民間の参画・連携のもと、雪舟を核としたコレクション展の開催、雪舟庭ライトアップ・コンサート、絵手紙コンテストの作品募集等を実施し、「雪舟」を活用したまちづくりを進めています。

(3) 文化芸術の情報発信

本県の文化芸術を国内外へ積極的に発信する取組を強化し、県内の文化芸術の魅力向上と、文化芸術を通じた交流人口の拡大を促進します。また、山口ゆかりのアーティスト等の活動や実績を紹介することにより、県民に、自らが住む地域の魅力を再認識してもらい、ふるさとへの愛着と誇りを高めるきっかけづくりとなるように努めます。

【施策・取組の方向性】

- 「Cul-ちゃ（かるっちゃ）やまぐち」による県内文化芸術情報の一元的発信

[取組例]

- ・冊子版（紙媒体）とWEB版（情報データ）の相乗効果による幅広い世代への周知
- ・冊子版の商業施設（コンビニ等）や観光施設（道の駅等）における配布
- ・WEB版のポータルサイト化（県事業の情報発信、フェイスブックとのリンク等）



「楽しく探せて、気軽に参加できる」をコンセプトとした構成。県内で行われる文化イベントに加え、県内ゆかりの若手芸術家の活躍についても紹介しています。

WEB版は、<https://www.cul-cha.jp/> まで。
（「かるっちゃ やまぐち」で検索して下さい）

- ソーシャルメディアを活用した交流サイトの開設や、国内外で活躍する山口ゆかりの若手芸術家等の積極的な情報発信
- 県立文化施設における情報誌の発行（天花、萩、ひびき等）
- 美術品等のデジタル化など各種文化情報のデータベース化の推進
- 山口県史の編さん
- 本県の文学資源にかかる情報発信（県立図書館「ふるさと山口文学ギャラリー」における企画展開催等）
- 山口県出身またはゆかりの文学者を紹介する「やまぐちの文学者たち」の刊行
- 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の理解増進・情報発信
- 図書館情報提供システム、生涯学習情報提供システムの整備・充実
- 貴重な文化遺産等をデジタル化し積極的な活用を図るデジタルアーカイブ化などによるWEBコンテンツの充実



2 やまぐちの文化力を創る人づくり



⇒次代を担う子どもや若者の文化芸術活動を推進！

⇒県民に夢と希望を与える山口ゆかりの若手芸術家等の活躍を支援！

文化芸術の創造と発展を図り、次世代へ継承するため、子どもたちが地域や学校、文化施設などで文化芸術に触れる機会を充実し、豊かな感性や創造性を育みます。

また、将来性のある若手芸術家等の活動や、伝統芸能・伝統工芸等の伝承者を支援し、今後の地域文化を支える指導者等の確保に向けた取組を強化します。

さらに、本県の文化芸術活動で功績のあった個人や団体を顕彰し、県民の文化芸術に対する関心や意欲を高めていきます。

(1) 【重点】未来の地域文化の担い手育成

次代の地域文化を担う子どもたちが、日ごろから文化芸術にふれあい、体験し、発表する機会を提供し、学校教育や、文化施設等における文化芸術活動の充実を図ります。

また、美術館キャンパスメンバーズの活用等による学生の創作交流機会の充実を図ります。



【施策・取組の方向性】

◇高校生や大学生に、コンサート等の文化公演の企画段階から参加してもらい、若い世代が、より楽しく文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進します。

◇第一線で活躍する芸術家と子どもや学生の創作・交流機会を充実します。

取組事例

全国トップクラスのパレエ団によるワークショップの開催

公演前日に、出演者による地元パレエ教室の生徒等への特別レッスン等を実施。一流のパフォーマーから直接学ぶことができる経験により、スキルアップに加え、モチベーション向上にもつながりました。



◇学校行事や、サークル活動での利用を促進するなど、美術館キャンパスメンバーズのさらなる魅力向上を図ります。

○0歳児から鑑賞可能な文化事業の充実



次世代育成や親子で触れ合うきっかけづくりを目的に、0歳から入場可能なコンサートを実施。ベビーカー預かりや授乳室も用意し、親子が安心して楽しめる環境を整えています。

- 県総合芸術文化祭における子どもの出演機会の確保
- 学校現場での優れた芸術に触れる機会の提供（学校芸術文化ふれあい事業等）
- 学校での部活動等で実技指導等を行う講師（指導者）の紹介・派遣
- 教育委員会と連携した「美術館観覧体験学習」の実施
- 学校教育における伝統・文化への取組の推進



和太鼓ワークショップ
和太鼓のたたき方の基礎から曲の演奏までを学べる体験講座を実施。



実験音楽ワークショップ
現代音楽に親しむきっかけづくりとなる子供向けのワークショップ。

- 県中学校総合文化祭、県学校美術展覧会の開催
- 県高等学校総合文化祭の開催
- 18歳以下の方が無料で鑑賞できる取組の継続（県立美術館企画展示等）
- 学生等の展示・発表機会の充実（大学の卒業制作展示への協力等）



県立2美術館で開催される企画展等については、児童・生徒が優れた芸術・文化にふれあう企画の充実を図ることを目的に、主催者等と連携し、18歳以下の方は無料で鑑賞できる環境づくりに取り組んでいます。

- 施設・設備利用における学生割引の実施や、公演時の学生割引適用席種の充実
- 県民総ぐるみでの子どもの読書活動の推進（山口県子ども読書支援センター（県立図書館）による支援）
- 文化施設における中学生・高校生の職場体験の受け入れや、文化ホールを支える照明・音響・舞台装置等を学ぶバックステージツアーの実施



バックステージツアー

(2) 若手芸術家・伝統文化伝承者等の活躍支援

山口ゆかりの若手芸術家・伝統文化伝承者等（以下、「若手芸術家等」）は、音楽・美術・古典芸能・伝統工芸等をはじめとして、多岐にわたる分野において国内外で活躍しています。このような若手芸術家等の活躍は、私たちに夢と希望を与えるほか、これからの地域文化を支える指導者としての役割も期待されます。

そのため、若手芸術家等に対する教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の充実等を図ります。



【施策・取組の方向性】

◇県立文化施設等を活用し、山口ゆかりの若手芸術家等の発表機会を充実します。

取組事例

やまぐち煌きアーティスト展

山口県美術展覧会受賞者等を中心とした、テーマ性のある企画展。2017(平成29)年は美術作品に触れることができる体感的な作品を集め好評を得ました。



◇音楽コンクールの開催や、滞在制作のサポート、研修に対する助成など、若手芸術家等の創作活動を支援します。

取組事例

秋吉台音楽コンクール

若手演奏家の登竜門として知られるコンクール。多くの受賞者が、日本を代表する演奏家に成長しています。



- 県指定無形民俗文化財、無形文化財等の保存と後継者の育成
- 伝統文化伝承者等の資質向上支援
- 国内外で活躍する山口ゆかりの若手芸術家等の積極的な情報発信(再掲)
- 地域の文化活動を支える次世代の指導者等のスキルアップを図る取組への支援
- 活躍を支える文化施設職員等の資質向上を図る取組の充実
- 文化施設のワークショップ、アウトリーチ事業等における若手芸術家等の指導者としての起用等
- 文化政策、文化事業等の推進に係る各種実行委員会、協議会における委員としての積極登用



(3) 文化芸術で活躍し、振興に寄与した人々の顕彰

文化芸術活動で活躍したり、文化芸術の発展に尽くしたりした個人や団体を顕彰することによって、県民の文化芸術に対する関心や意欲を高めます。

**【施策・取組の方向性】**

- 文化芸術関係各賞（山口県文化特別功労賞、山口県選奨[芸術文化功労]、山口県文化功労賞、山口県芸術文化振興奨励賞、山口県文化特別褒賞、メダル栄光[文化賞]）の表彰
- 受賞した芸術家による公演や作品をテーマとした展覧会等への支援

《文化芸術に関する県の表彰制度》

制度名	概要	
山口県文化特別功労賞	創設	2002(平成14)年
	対象	本県出身者又は本県にゆかりがある者で、長年にわたり芸術文化の分野において全国的に顕著な功績を挙げるとともに、本県の誇りとなる者
	受賞者	浦上敏朗、澄川喜一、古川薫、星野哲郎、三輪壽雪(敬称略)
県選奨 (芸術文化功労)	創設	1964(昭和39)年
	対象	芸術文化の分野において、芸術、学術、文化の振興発展に尽力し、功労の顕著な者や団体
	件数	毎年3件程度
山口県文化功労賞	創設	1996(平成8)年
	対象	文化に関する創作や地域の文化団体の活動を通じて、文化の振興に顕著な功績があった者や団体(概ね50才以上の者)
	件数	毎年10件程度
山口県芸術文化振興奨励賞	創設	1950(昭和25)年
	対象	芸術文化の分野において高い水準の創作活動を続け、かつ、将来性のある者や団体(概ね50才未満の者)
	件数	毎年2件程度
山口県文化特別褒賞	創設	2011(平成23)年
	対象	全国的に注目を浴びるような顕著な功績があり、今後も活躍が期待できる者又は団体
メダル栄光 (文化賞)	創設	1974(昭和49)年
	対象	学校教育又は社会教育部門で、世界的コンクール等において優秀な成績を収めたもの又は全国的コンクール等において最優秀又はそれに準ずる成績を収めたもの

3 やまぐちの文化力を育む環境づくり

Point
ポイント

⇒多様な主体との連携による文化芸術の新たな参画者・財源を確保！
⇒誰もが文化芸術を通じて社会に参画し、相互理解を深める環境を整備！

地域の文化芸術活動をさらに活性化するためには、県だけでなく、企業などの民間事業者、学校等の関係機関が相互に連携・協働していくことが必要です。そこで、多様な主体が参画し、互いに支えあい、社会全体で文化芸術活動の振興を図る仕組みづくりを推進します。

また、県民が文化芸術に触れる機会、活動に参加する機会、作品等を創作する機会の充実を図り、年齢、障害の有無、経済的な状況や居住する地域にかかわらず、等しく、これらの機会を享受できる環境を整備します。

(1) 【重点】文化芸術を次世代に継承するための仕組みづくり

今後、文化芸術を次世代に確実に継承するため、文化芸術団体・文化施設・企業等の民間事業者・非営利団体（NPO等）・学校等、多様な主体との連携による文化振興や、民間メセナをはじめ、クラウドファンディングの活用や、ネーミングライツ等の導入により、新たな財源の確保につながる取組を推進します。



Art Market Renaissance2018
地元実行委員会と連携して開催されるアーティストによるマーケット。

【施策・取組の方向性】

◇民間の力と連携し、地域における文化芸術活動や、将来性のあるアーティスト等の活躍を支援します。

取組事例

シンフォニア岩国におけるコンサート

県とNPOが連携し、さらなる活躍が期待される山口県ゆかりのアーティスト等によるコンサート等を開催。原則無料公演とし、幅広い世代の鑑賞者を集めることで、芸術家等の応援者を増やし、継続的なサポートが可能な環境づくりにつなげます。



◇県立文化施設におけるネーミングライツや企業協賛の積極的な導入を行います。

○クラウドファンディング等を活用した文化芸術活動への新たなサポーター等の確保

取組事例

クラウドファンディングの活用

(やまぐち文化プログラムの取組)

子ども達が「水」で描く「消えるアート」を記録するショートフィルムを制作し、動画サイトで配信。クラウドファンディングを活用し、制作費を募ることに加え、事業への理解者を増やすことに成功。



子ども達が水で描く「消えるアート」をショートフィルムに残し

ショートフィルム制作費 1万円

画像提供 クラウドファンディングサイト Makuake

○民間団体等との協働による音楽セミナーや文化公演の実施

(秋吉台室内楽セミナー、秋吉台の夏現代音楽セミナー、秋吉台ミュージック・アカデミー等)



室内楽セミナー

○県立文化施設への企業広告、ホームページへの広告バナーの掲載

○県内文化団体等の活動を積極的に情報発信するとともに、発表機会の創出をコーディネート

○学校や、住民など、地域ぐるみで伝統芸能の保存・継承に取り組む団体等の活動支援

○寄附文化の醸成

○助成関連情報の収集と提供

(2) 県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実

県民の誰もが容易に文化芸術に親しむ機会、活動に参加する機会、作品等を創作・発表する機会を確保・充実するため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等の実施に取り組むほか、県民や文化団体等が主体的に行う文化行事に対する後援、支援等を行います。



【施策・取組の方向性】

◇山口県美術展覧会の充実や文化公演のさらなる魅力向上を図ります。

山口県美術展覧会
2018年度に72回目の開催となる全国的にも
独創的で評価の高いノンジャンルの公募展



◇県総合芸術文化祭を市町の文化事業や各文化施設での取組と連携しながら、全県的に展開し、より多くの県民に鑑賞・参加・創造の場を提供します。

取組事例

みんなでミュージッキング10周年記念コンサート

(山口県総合芸術文化祭 2017)

一流の音楽家が指導する吹奏楽のクリニックを受けた参加者の成果披露。10周年記念コンサートでは公募合唱団「シンフォニア・フロイデ」や、地元幼稚園児等と共演し、約400名が出演する盛大なものとなりました。



- 県立文化施設における鑑賞事業の充実
- 県立美術館におけるコレクション展や、地域と連携、協働したアートイベントの充実
- 山口県ゆかりのアーティストの作品展などの移動展示の実施
- 美術館メンバーズクラブや、文化ホール友の会等を活用した、身近で親しみやすい、県民に開かれた文化施設の取組の充実
- 美術館・博物館の所蔵品等、及び図書館の図書の実態
- 利用者のニーズに応じた発表や練習の場の確保
- 文化芸術に関する研修講座、ワークショップの開催等
- 一定の基準を満たす文化芸術事業への後援名義の提供



ながと近松文楽

(3) 誰もが参加でき、きずなを深める文化芸術活動の推進

子どもや学生、高齢者、障害者、子育て中の家族等、県民がその年齢、障害の有無、経済的・社会的な状況に関わらず等しく文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

また、文化施設等において障害のある人の創作活動等の発表の場や、鑑賞機会の充実を推進するなど、文化芸術活動による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図ります。



【公立文化施設に求められること】

地域の包摂的環境の推進のためには、公立文化施設の役割が重要です。公立文化施設は、文化芸術の創造等の場であるとともに、人々が集い、交流を深め、さらに社会参加の機会を開ききっかけづくりになるなど、多種多様な役割を果たすことができます。今後、文化芸術を活用し、様々な社会的課題へのアプローチをする場としての役割を果たすことが求められています。

イメージ



【施策・取組の方向性】

◇0歳から鑑賞可能な文化公演の実施等、乳幼児とその保護者を対象とした鑑賞機会の充実を図ります。また「子育て家庭応援割」や、託児サービスの実施等を通じ、家族と一緒に鑑賞することができる環境づくりに取り組みます。



託児の様子

- 18歳以下の方が無料で鑑賞できる取組の継続（再掲）や、高齢者等の観覧料等の減免
- 健康福祉祭、障害者芸術文化祭の開催など、創作活動等の発表の場の確保と充実
- 障害のある人の文化芸術活動での様々な相談に対応できるよう、電話相談やワークショップでの相談会を実施するほか、展示会、セミナーの開催等による障害者アートの普及啓発
- 特別支援教育フェスティバルの開催
- 地域の文芸作品の点字化などによる文化のバリアフリー化の推進
- 県民の企画する身近な文化芸術イベント、講座等の開催の促進と支援の充実
- 各種文化芸術イベント等における専用駐車場の確保、休憩スペース・授乳室の設置及びユニバーサルデザインの推進
- 学校の施設開放と連動した文化芸術活動の場としての活用の促進

第5章 文化芸術振興に向けた推進体制の充実

1 連携強化のための多様なネットワークづくり

山口県文化芸術振興条例の基本理念に基づき、この計画に定める文化芸術の振興に向けた取組を推進するに当たっては、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町、国その他の関係機関等と連携・協力しながら、文化芸術に関する施策を積極的に推進するための組織づくりやネットワークづくりに取り組みます。

(1) 県民との連携

県民の自主的・主体的な文化芸術活動がさらに活性化するように、相互間での必要な情報の提供や、意見交換等を行いながら、パートナーシップに基づいた文化芸術振興の環境づくりを進めます。



(2) 文化芸術団体等との連携

2017(平成29)年6月に成立した文化芸術基本法では、文化芸術団体の役割に係る規定が新設されました。文化芸術団体は文化芸術の継承、発展及び創造について積極的な役割を果たすよう努めるとされています。

文化芸術団体は、本県の魅力ある地域文化を支える基盤であり、人材育成や文化芸術の創造、また幅広い県民に気軽に文化芸術の機会を提供するなど、大変重要な役割を担っています。

そのため、文化芸術団体、文化芸術関係者の相互の連携・協働を一層促進し、文化芸術団体の幅広いネットワークづくりを促進します。

また、「山口県文化連盟※」や「公益財団法人山口きらめき財団」と密接に連携し、適切な役割分担の下で協働して文化芸術振興の環境づくりを図ります。

※山口県文化連盟

文化芸術団体の連携を通じて、県民の文化芸術の振興を図り、もって本県文化の振興と活力ある地域づくりに寄与するため、2007(平成19)年3月に設立された団体です。

[連盟会員]

区 分	構成員
正会員	市町文化協会、分野別県域団体、教育関係団体、財団等
特別会員	行政・報道機関、公的団体等
賛助会員・サポート会員	個人、企業、文化サークル等

[主な活動]

- 山口県総合芸術文化祭への参画
- 講師(指導者)紹介・派遣事業の実施
- 文化交流会の開催 等

(3) 文化施設との連携

文化施設が地域の文化芸術活動の拠点としての役割を担っていけるよう、山口県公立文化施設協議会※を中心に、様々な文化施設と行政機関相互の情報の共有や文化施設相互のネットワークづくりを促進します。

※山口県公立文化施設協議会

県内に所在する文化施設等が連携し、課題共有や自主公演事業の調整等を図るために、1976(昭和51)年に設置された協議会です。2018(平成30)年4月現在、県・市町の21施設が加盟しています。



(4) 学校との連携

学校は、子どもたちが一日の相当部分を過ごす場所であり、集団生活の中で、次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を養うための取組を進める上で、学校とより一層の連携を図ります。また、大学等との積極的な連携を進め、教職員や学生による専門的または先進的な教育活動や、学術研究としての文化財保護など、文化芸術振興につながる取組を促進します。



「美術館観覧体験学習」

萩市教育委員会と萩美術館・浦上記念館が連携し実施しています。2017(平成29)年度は小学校14校、中学校5校が実施しました。

(5) 事業者との連携

事業者自らの文化活動や事業者の有する施設開放あるいは資金援助などによるメセナ活動の展開の促進、定着化を図るため、事業者と行政とのパートナーシップによる連携を進めます。

(6) 市町との連携

県民の自主的、主体的な文化活動を支援するため、県と市町との適切な役割分担の下でパートナーシップによる連携の強化を図り、文化芸術振興施策の一体的、総合的な推進に努めます。

(7) 国や他の都道府県等との連携

広域的な文化交流、情報交換等の促進を図るため、国や他の都道府県等との連携を図り、本県文化芸術の活性化とともに、国内外に向けた情報発信に努めます。

2 県としての推進体制等

(1) 計画の推進に当たって

文化芸術が、県民の暮らしや地域づくりに大きな役割を果たしていることを踏まえ、この計画の推進に当たっては、県の各部局との緊密な連携・協力の下、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町、国その他関係機関等と連携しながら、総合的な文化芸術振興施策を推進します。

また、観光はもとより、まちづくりや地域産業などの地域振興の部門と連携しながら文化行政を進めるとともに、あらゆる分野の施策、事業、事務処理において、文化的な視点を取り入れ、「地域力」、「観光力」、「産業力」の増強にもつなげていきます。

(2) 計画の進行管理と点検評価

県は、この計画を着実に推進するため、毎年度、計画に掲げる施策の取組状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行うとともに、取組の成果について、条例第21条に定める県議会への年次報告を行い、一般には白書として公表します。

また、施策の取組状況等については、毎年度開催する山口県文化芸術審議会（条例第22条）において審議し、社会情勢の変化等を踏まえた必要な見直しを行った上で、次年度以降の施策展開と予算化に向けた検討を行っていきます。

付 属 資 料

山口県文化芸術振興条例

平成19年12月25日公布・施行
平成19年山口県条例第55号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策(第六条—第二十一条)

第三章 山口県文化芸術審議会(第二十二条)

附則

私たちの住む山口県は、三方が海に開け、美しく変化に富んだ地勢に恵まれている。いくたびも歴史の表舞台となったこの地では、古くから多くの人と文物が交流し、中世の大内文化をはじめとする多彩な文化芸術がはぐくまれ、歴史を今に伝える個性豊かなふるさとが形づくられてきた。

この文化的な風土のもと、先哲の教えを受けて輩出した多くの逸材が明治維新の偉業を成し遂げ、我が国の近代化の基礎を造った。その後、戦後の経済発展によって、今日、物質的な豊かさがもたらされたものの、その一方で、経済効率優先の風潮は、人間関係の希薄化を招き、心のゆとりを失わせている。

このような時代にあって、日々の暮らしに潤いを与え、人々に生きる喜びをもたらしてくれる文化芸術を、一層身近なものとするのが求められている。今こそ、県民一人一人が自信と誇りを持ち、互いの価値観を尊重し、手を取り合って生きていくために、誰もが子どもの頃から文化芸術に親しむことのできる、真に豊かな社会を創造していかなければならない。

私たちは、これまで培われてきた歴史と伝統を尊重し、多様な文化芸術を生活の中に生かしていくとともに、ふるさと山口県の魅力を内外に発信し、将来にわたり、人々と喜びを分かち合っていきたいと願う。

ここに、私たちは、国民文化祭・やまぐち二〇〇六で発揮された、文化芸術を尊重し、その創造に挑戦する文化維新の精神を受け継ぎ、県民一人一人が^{きら}燦めく元気県を築くことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで潤いのある県民生活及び個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、県民の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興は、県民、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、文化施設、学校、事業者、市町、県等がそれぞれその果たすべき役割を認識し、かつ、協働して取り組まれなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、芸術、伝統芸能、民俗芸能、生活文化その他の多様な文化芸術の保護及び発展が図られるとともに、国内外においてその価値が認められるような文化芸術が発展するよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られるとともに、それが県民共通の財産として将来の世代に引き継がれるよう考慮されなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、豊かな人間性の涵養及び地域社会の発展のための不可欠な基盤として、文化力(文化芸術が人々及び社会に及ぼす影響力をいう。)が向上するよう考慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する文化芸術の振興についての基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等の間の連携を促進するよう努めるものとする。
- 3 県は、地域の振興に関する施策と連携して文化芸術の振興を図るよう努めるとともに、行政の各分野において、文化芸術の振興に資するように配慮した施策を推進するよう努めるものとする。

(市町との連携)

第四条 県は、文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

- 2 県は、市町が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、文化芸術が県民生活及び地域社会において果たす役割についての理解を深めるとともに、地域における主体的な文化芸術活動の発展及び将来の世代への継承に配慮するよう努めることによって、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

第二章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(基本方針)

第六条 知事は、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県文化芸術審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実)

第七条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化祭の開催、文化芸術の公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第八条 県は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの文化芸術活動の充実)

第九条 県は、子どもが行う文化芸術活動の充実を図るため、子どもを対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第十条 県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実、芸術家、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特色ある文化芸術の振興)

第十一条 県は、地域の特色ある文化芸術の振興を図るため、地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(交流の促進及び国内外への発信)

第十二条 県は、県民による魅力ある文化芸術の創造及び享受に資するため、文化芸術に関する交流を促進するとともに、地域の文化芸術を国内外に発信するよう努めるものとする。

(担い手の育成及び確保)

第十三条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能及び民俗芸能の伝承者、文化財の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「担い手」という。)の育成及び確保を図るため、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第十四条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者を顕彰することにより、県民の文化芸術に対する関心及び文化芸術活動を行う意欲を高めるとともに、文化芸術活動を行う者の能力を活用した文化芸術の発展を図るため、優れた業績の調査、記録及び周知、過去又は現在の優れた芸術家その他に係る公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化施設の充実)

第十五条 県は、文化施設の充実を図るため、施設の整備、文化芸術の公演、展示等の実施、担い手の配置、文化芸術に関する作品の記録及び保存その他の必要な施策を講ずるものとする。

(身近な文化芸術活動の場の充実)

第十六条 県は、県民にとって身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、文化施設、学校施設、社会教育施設その他の施設を容易に利用することができるようにするための措置を講ずることその他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第十七条 県は、県民による自主的な文化芸術活動の促進を図るとともに、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等が行う文化芸術の振興のための取組を支援するため、文化芸術に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(民間の支援活動の活性化)

第十八条 県は、個人又は民間の団体が行う文化芸術に関するボランティア活動、メセナ活動(社会貢献活動として文化芸術を保護し、又は文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他文化芸術活動を支援する活動の活性化を図るため、これらの活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十九条 県は、県民、文化芸術団体、文化施設、学校、事業者、市町等と連携しつつ、文化芸術の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十一条 知事は、毎年、県議会に、文化芸術の振興の状況及び文化芸術の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

第三章 山口県文化芸術審議会

第二十二条 文化芸術に関する重要事項についての調査及び審議並びに文化芸術に関する施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

2 審議会は、委員二十人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

文化芸術の振興に関する県民意識調査

I. 目的

県民の文化芸術に関する活動や意識を総合的に把握し、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の策定に活用するなど、今後の文化振興行政推進のための基礎資料とする。

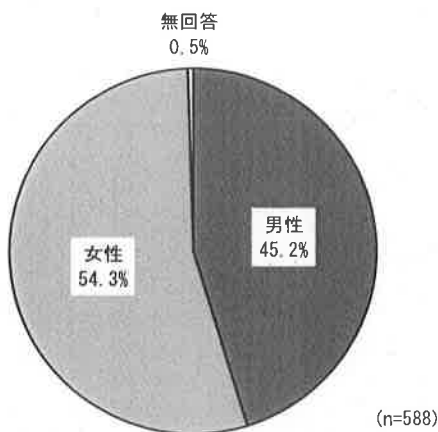
II. 調査方法・対象

(1) 調査名	山口県全域
(2) 調査地域	県内に居住する 20 歳以上の男女
(3) 調査対象	1,500 人（男女各 750 人）市町別人口比による割当
(4) 標本数	住民基本台帳からの無作為抽出
(5) 抽出方法	郵送による配布及び回収
(6) 調査方法	平成 29 年 4 月～ 5 月
(7) 調査時期	山口県全域

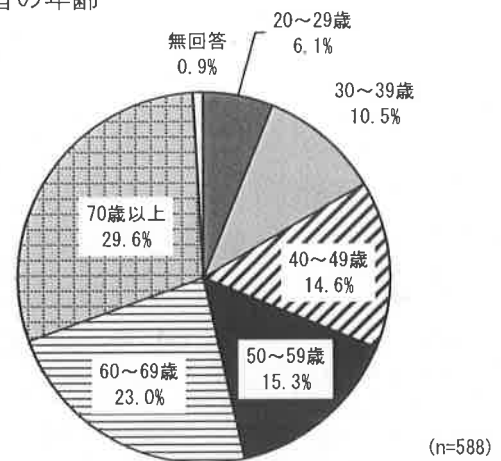
III. 回答状況

有効回答数 588 名（回収率 39.2%）

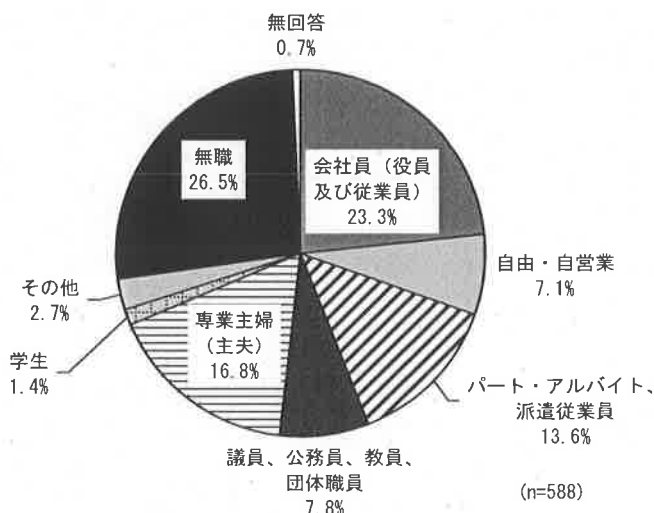
(1) 回答者性別



(2) 回答者の年齢



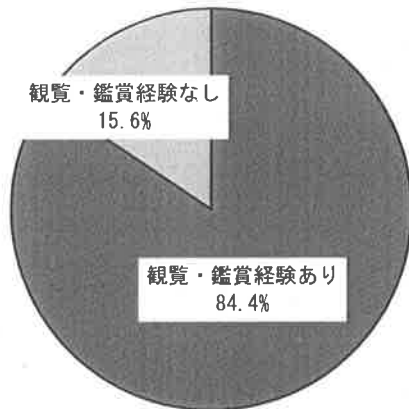
(3) 回答者の職業



IV. 調査結果

1. 過去1年間における文化芸術の観覧・鑑賞経験

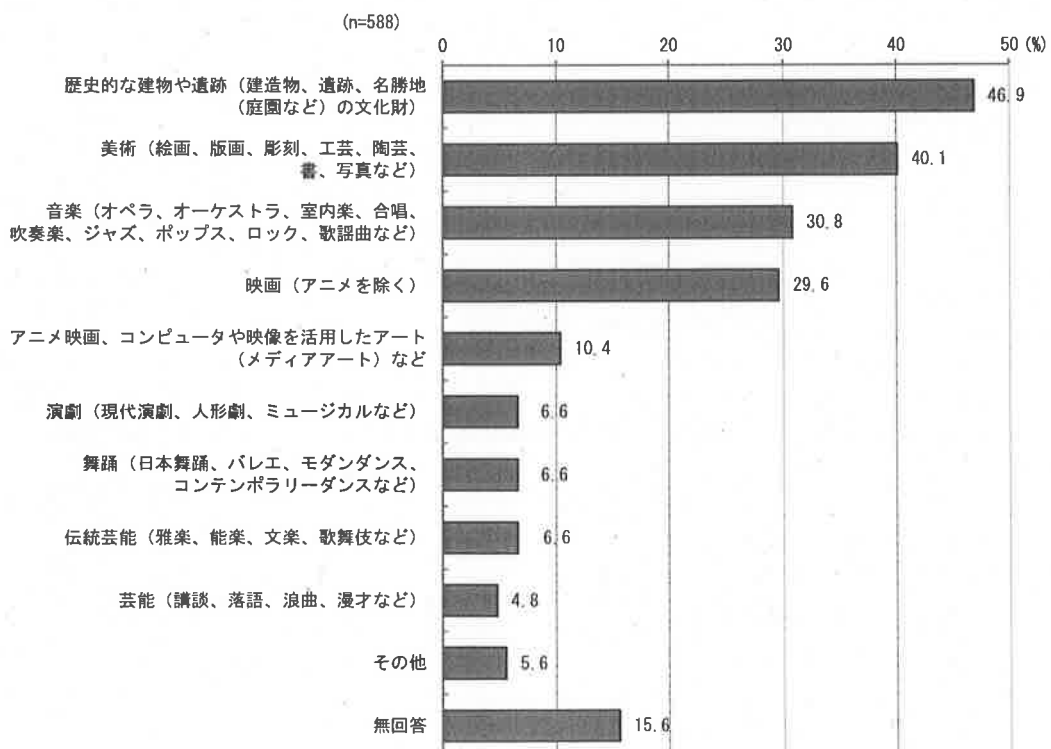
問 あなたは、過去1年間、ホール・劇場、映画館、美術館、博物館などに直接出向いて、次に掲げる分野での文化芸術を観覧・鑑賞しましたか。経験のあるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) ※県内、県外を問いません。



(n=588)

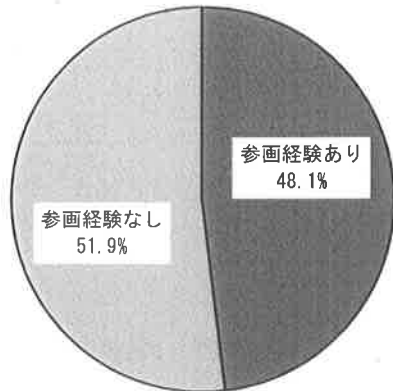
いずれかの選択肢に「〇」をされた方を「観覧・鑑賞経験あり」、何も記入がなかった方を「観覧・鑑賞経験なし」として経験の有無を集計したところ、「観覧・鑑賞経験あり」が84.4%、「観覧・鑑賞経験なし」が15.6%となっています。

「歴史的な建物や遺跡（建造物、遺跡、名勝地（庭園など）の文化財）」(46.9%)が最も高く、次いで、「美術（絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真など）」(40.1%)、「音楽（オペラ、オーケストラ、室内楽、合唱、吹奏楽、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など）」(30.8%)、「映画（アニメを除く）」(29.6%)などとなっています。



2. 過去1年間における文化芸術活動への参画状況

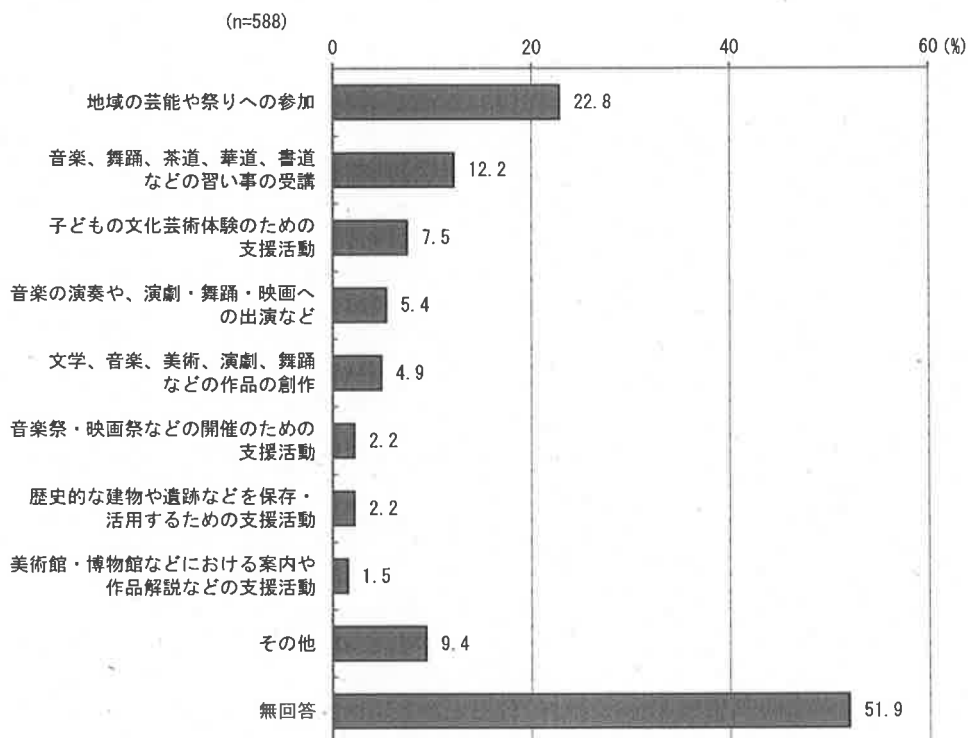
問 あなたは、過去1年間に、文化芸術に関わる作品を創作したり、習い事をしたり、ボランティアとして文化芸術に関わる活動を支援したことがありますか。経験のあるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)



(n=588)

いずれかの選択肢に「〇」をされた方を「参画経験あり」、何も記入がなかった方を「参画経験なし」として、参画の有無を集計したところ、「参画経験あり」が48.1%、「参画経験なし」が51.9%となっており、約半数の人が何らかの文化芸術活動への参画経験があります。

内容を見ると、「地域の芸能や祭りへの参加」(22.8%)が最も高く、次いで「音楽、舞踊、茶道、華道、書道などの習い事の受講」(12.2%)、「子どもの文化芸術体験のための支援活動」(7.5%)などとなっています。

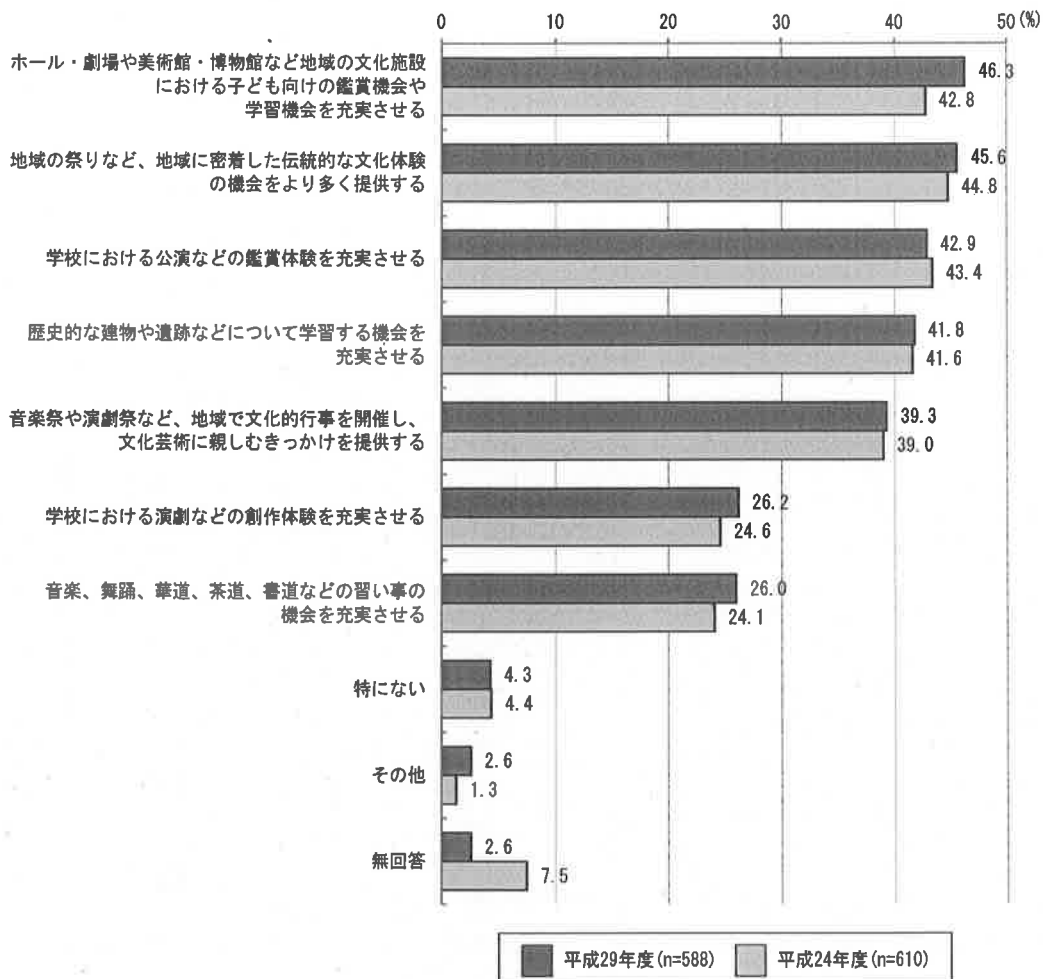


3. 子どもの文化芸術体験について

◇子どもの文化芸術体験に重要なこと

問3 あなたは、子どもの文化芸術体験には、何が重要だと思いますか。次の中から該当のものをすべて選んでください。(〇はいくつでも)

「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」(46.3%)が最も高く、次いで、「地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する」(45.6%)、「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」(42.9%)、「歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる」(41.8%)、「音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する」(39.3%)などとなっています。

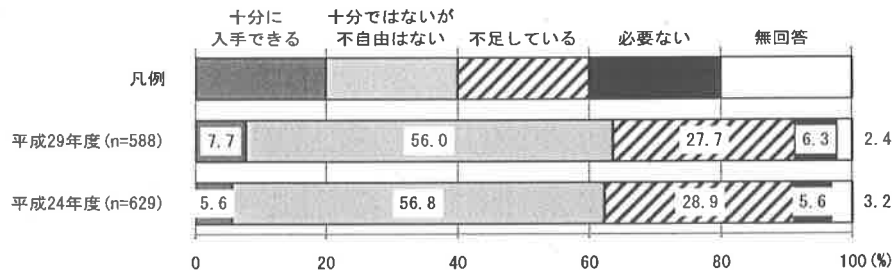


4. 文化芸術情報について

(1) 文化芸術情報の入手満足度

問 あなたは、必要な文化芸術情報を身近に入手できていると思いますか。(○はひとつだけ)

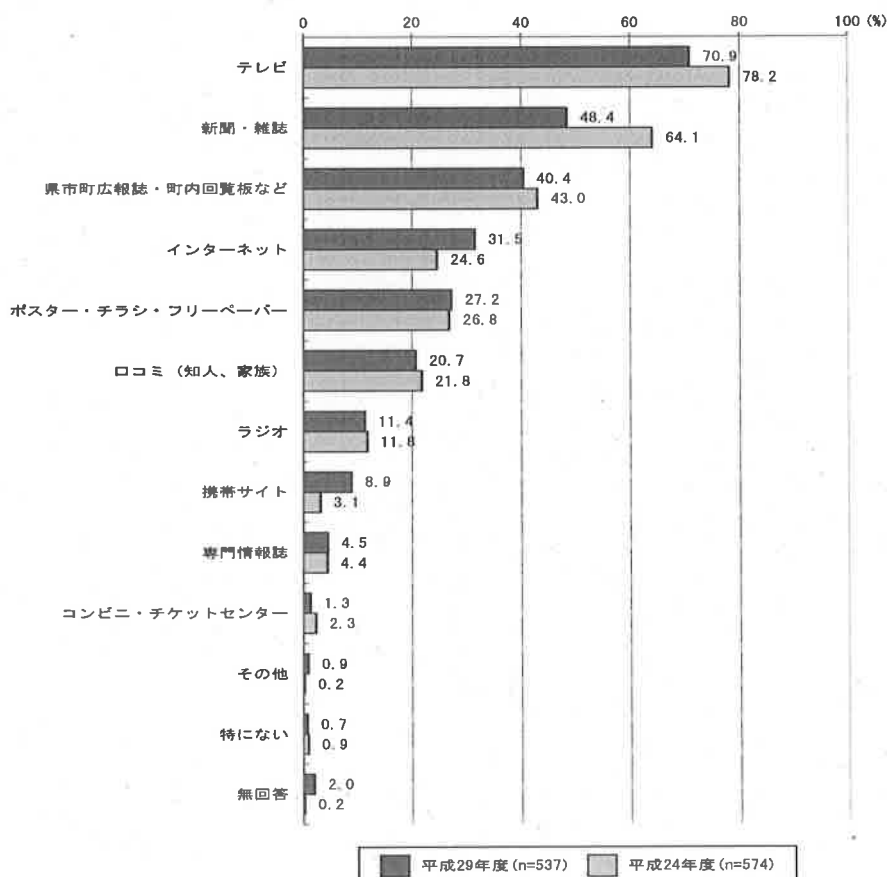
「十分ではないが不自由はない」が56.0%と過半数を占めますが、不足していると感じている割合も約3割(27.7%)となっています。なお、前回調査(平成24年度)と大きな差はみられません。



(2) 文化芸術情報の入手媒体

問 あなたは、文化芸術に関する情報をどちらから入手していますか。主なものを選んでください。(○は3つまで)

4(1)で「十分に入手できる」、「十分ではないが不自由はない」、「不足している」と回答した対象者(537人)では「テレビ」が最も高く、次いで、「新聞・雑誌」(48.4%)などとなっています。なお、前回調査(平成24年度)と比較すると、「テレビ」、「新聞・雑誌」は割合が減少する一方、「インターネット」、「携帯サイト」は増加しています。

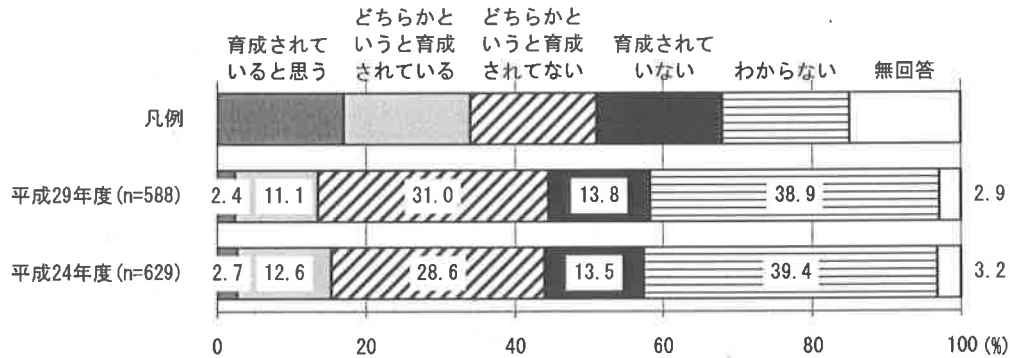


5. 文化芸術を担う人材の育成について

(1) 文化芸術を担う人材の育成のために必要なこと

問 文化芸術を担う人材が十分に育成されていると思いますか。(〇はひとつだけ)

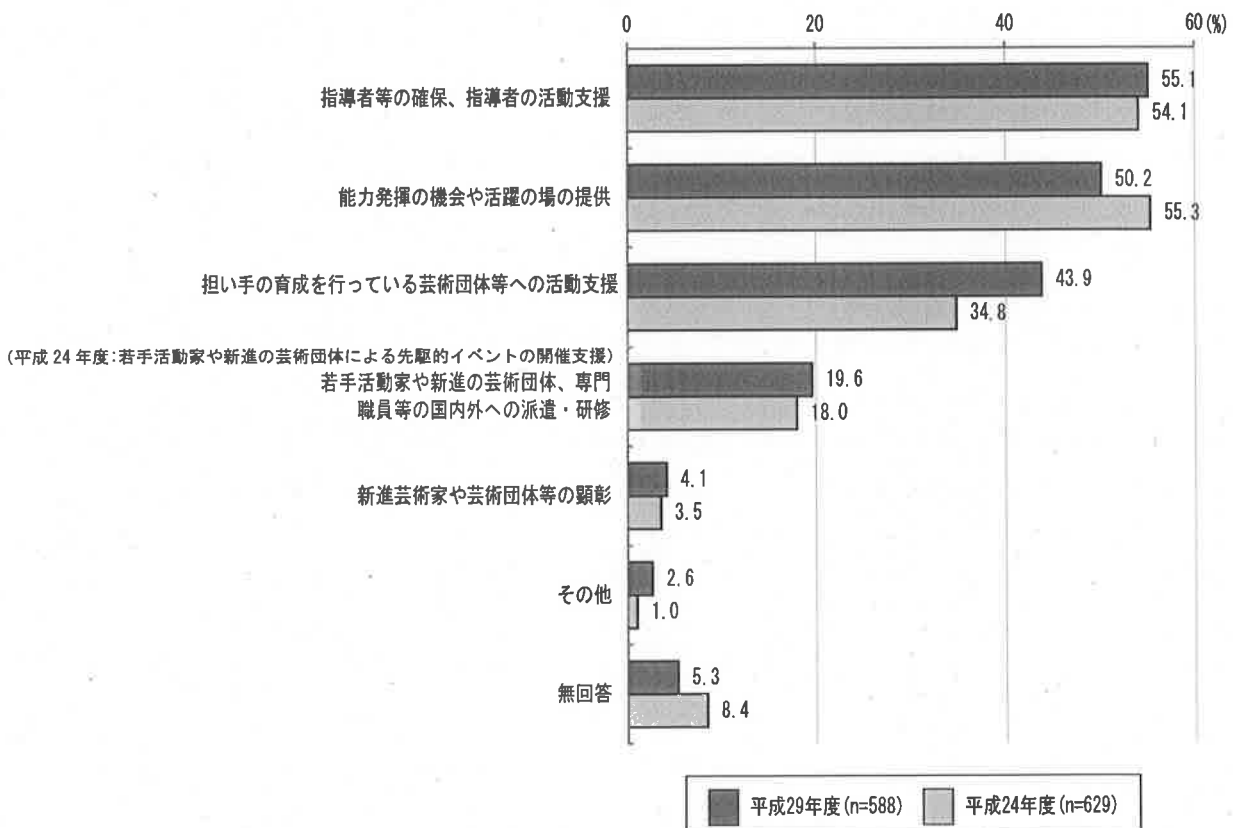
『育成されていない』(「育成されていない」と「どちらかというと育成されていない」を合わせた割合)が44.8%となっています。なお、前回調査(平成24年度)と大きな差はみられません。



(2) 文化芸術を担う人材の育成のために必要なこと

問 文化芸術を担う人材の育成のためには、何が必要と思いますか。(〇はいくつでも)

「指導者等の確保、指導者の活動支援」が最も高く、次いで、「能力発揮の機会や活躍の場の提供」、「担い手の育成を行っている芸術団体等への活動支援」などとなっています。なお、前回調査(平成24年度)と比較すると、「担い手の育成を行っている芸術団体等への活動支援」が増加しています。

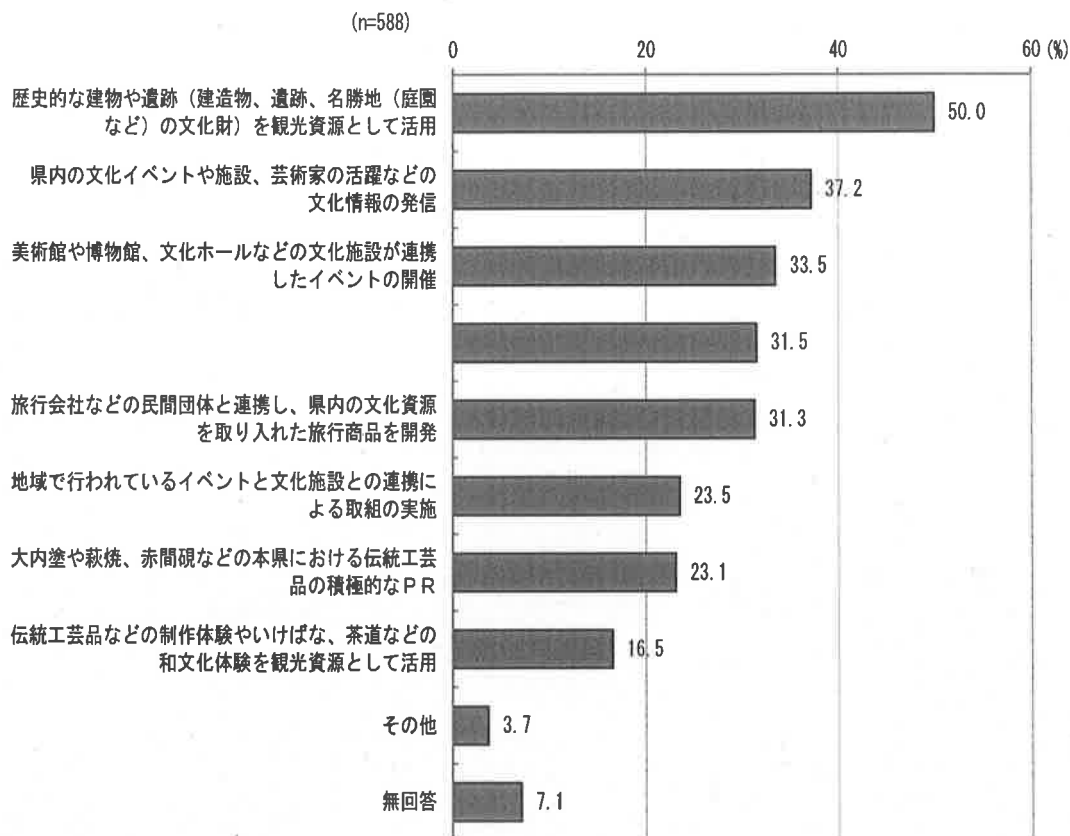


6. 山口県の文化と観光の連携した取組について

◇交流人口の拡大に向け、効果的だと思う文化と観光の連携した取組

問 県では、交流人口の拡大に向け、文化と観光の連携した取組を進めていくこととしていますが、どのような取組が効果的だと思いますか。（〇はいくつでも）

「歴史的な建物や遺跡（建造物、遺跡、名勝地（庭園など）の文化財）を観光資源として活用」（50.0%）が最も高く、次いで、「県内の文化イベントや施設、芸術家の活躍などの文化情報の発信」（37.2%）、「美術館や博物館、文化ホールなどの文化施設が連携したイベントの開催」（33.5%）などとなっています。



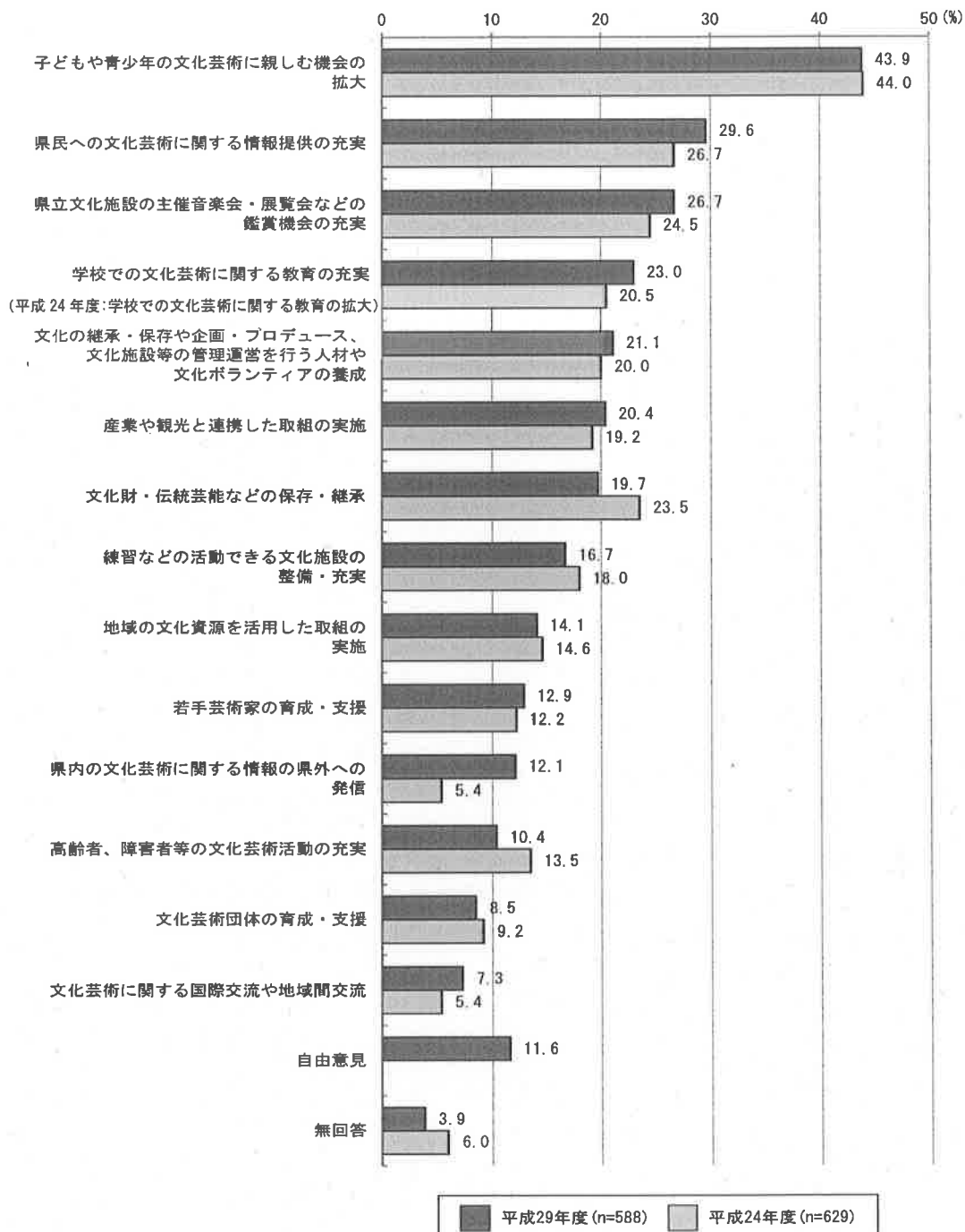
7. 山口県における文化芸術活動について

◇山口県の文化芸術振興のために県が力を入れるべきこと

問 山口県の文化芸術を振興するためには、県はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。あなたが特に重要だと思うものを選んでください。(〇は3つまで)

「子どもや青少年の文化芸術に親しむ機会の拡大」(43.9%)が最も高く、次いで、「県民への文化芸術に関する情報提供の充実」(29.6%)、「県立文化施設の主催音楽会・展覧会などの鑑賞機会の充実」(26.7%)などとなっています。

なお、前回調査(平成24年度)と比較すると、「県内の文化芸術に関する情報の県外への発信」増加しています。



8. 自由回答

山口県の文化芸術の振興のために県が力を入れるべきことについて自由意見を求めたところ、68件の意見が寄せられました。

特に、子どもなど若い世代が文化に触れる機会の大切さや、情報発信の充実に関するコメントが多く見受けられました。

<子どもなど、若い世代が文化芸術に触れる機会の大切さ等への意見>

・文化は常に刷新され続ける流動的なもの、生きものだと思います。これまでの取組も十分ですが、文化施設の若年者割引などをし、青少年の文化に親しむチャンスの充実を増進させるべきと考えます。(女性・30代・山口市)

・和太鼓の公演時にワークショップがあるように、他のものも公演前後などに体験できるワークショップの開催をしてほしい。子どもが体験できるのであれば参加したい。

(女性・30代・長門市)

・堅苦しい文化芸術にならないように、子どもや若者が面白いと感じられる振興策を行っていただければと思います。中原中也記念館の文豪ストレイドックスのコラボ企画はユニークな取組だと感じました。流行に敏感に、それでいてきちんとした情報発信を期待します。

(女性・30代・萩市)

・子どもや、10代・20代の青年の活動の場を提供する。補助金をもらっている場合は、支援されていると気づいてもらうことが大事。(男性・30代・和木町)

<情報発信等への意見>

・発想豊かな民間に入ってもらい、県外、国外に山口県を発信していく必要がある。

(男性・60代・山口市)

・地元で遺跡などの文化財があっても、住んでいる人が知らないという実情がありもったいない。(女性・40代・田布施町)

<その他>

・観光旅行の際、美術館の特別展があれば行ってみたいと思うことがある。県外からの旅行者などをターゲットとして、人がたくさん行けば、さらに入場者が増える。

(男性・60代・田布施町)

・いろいろなものや文化に関しても見たり聞いたりしたいのですが、足がなく交通の便がありません。県でももっと積極的にバスなどを出されるといいと思います。

(女性・60代・山陽小野田市)

やまぐち文化芸術振興プラン（第2次）

編集・発行 山口県観光スポーツ文化部文化振興課
〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL 083-933-2610 FAX 083-933-4829
E-mail a19300@pref.yamaguchi.lg.jp
